

本定例会に付議された議案件名

- 議案第42号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第43号 平成19年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議案第44号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 宝達志水町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 宝達志水町次世代育成支援対策地域協議会設置条例について
- 議案第48号 町道路線の廃止について
- 報告第4号 専決処分の廃止について
専決第3号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）
- 報告第5号 専決処分の報告について
専決第4号 平成18年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 報告第6号 専決処分の報告について
専決第5号 平成18年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 報告第7号 専決処分の報告について
専決第6号 平成18年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 報告第8号 専決処分の報告について
専決第7号 平成18年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第3号）
- 報告第9号 専決処分の報告について
専決第8号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について
- 報告第10号 専決処分の報告について
専決第9号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 報告第11号 専決処分の報告について
専決第10号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）

- 報告第12号 平成18年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第13号 平成18年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第14号 平成18年度宝達志水町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第15号 宝達志水町土地開発公社の経営状況について
- 報告第16号 財団法人宝達志水町施設管理公社の経営状況について

平成19年6月11日（月曜日）

出席議員

1 番	萩山恭子	8 番	守田幸則
2 番	柴田捷	9 番	北本俊一
3 番	津田勤	10 番	中川信夫
4 番	中谷浩之	11 番	金田之治
5 番	川崎與一	12 番	小島昌治
6 番	岡野茂	13 番	北信幸
7 番	林一郎	14 番	近岡義治

欠席議員

なし

説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	中野茂一
副町長	中江映
収入役	齊藤喜久治
教育長	田畑武正
総務課長	北山茂夫
情報推進室長	田村淳一
企画財政課長	中村清康
住民課長	太田永作
税務課長	高下良博
環境安全課長	高松守成
健康福祉課長	柏崎三代治
農林水産課長	鍛冶一良
建設課長	土上猛
上下水道課長	上井信昭

学校教育課長	松田正晴
生涯学習課長	源大恵
会計課長	藤本和善
病院事務局長	米谷勇喜

議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第42号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第43号 平成19年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第44号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第7 | 議案第45号 宝達志水町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第46号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第47号 宝達志水町次世代育成支援対策地域協議会設置条例について |
| 日程第10 | 議案第48号 町道路線の廃止について |
| 日程第11 | 報告第4号 専決処分の報告について
専決第3号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第12 | 報告第5号 専決処分の報告について
専決第4号 平成18年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第13 | 報告第6号 専決処分の報告について
専決第5号 平成18年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算（第2号） |

- 日程第14 報告第7号 専決処分の報告について
専決第6号 平成18年度宝達志水町介護保険特別会計
補正予算(第3号)
- 日程第15 報告第8号 専決処分の報告について
専決第7号 平成18年度宝達志水町国民健康保険直営
診療所特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 報告第9号 専決処分の報告について
専決第8号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例
について
- 日程第17 報告第10号 専決処分の報告について
専決第9号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例について
- 日程第18 報告第11号 専決処分の報告について
専決第10号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算
(第1号)
- 日程第19 報告第12号 平成18年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計
算書の報告について
- 日程第20 報告第13号 平成18年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算繰越
明許費繰越計算書の報告について
- 日程第21 報告第14号 平成18年度宝達志水町介護保険特別会計予算繰越明許
費繰越計算書の報告について
- 日程第22 報告第15号 宝達志水町土地開発公社の経営状況について
- 日程第23 報告第16号 財団法人宝達志水町施設管理公社の経営状況について
- 日程第24 議案に対する質疑
- 日程第25 町政一般についての質問
- 日程第26 議案の委員会付託

開会・開議

議長（近岡義治君） ただいまから平成19年第2回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（近岡義治君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、1番 萩山恭子君、2番 柴田 捷君を指名いたします。

会期の決定

議長（近岡義治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から6月18日までの8日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（近岡義治君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

本会議の説明員の職、氏名及び諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

町長提出議案の上程・説明

議長（近岡義治君） これより、本日町長から提出のありました議案第42号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）から報告第16号 財団法人宝達志水町施設管理

公社の経営状況についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 本日、ここに平成19年第2回宝達志水町議会定例会を御招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多忙の折にもかかわらず、御応招を賜り心からお礼を申し上げます。

初めに、4点ばかり御報告をさせていただきます。

まず、クマ騒動についてであります。さきの町議会全員協議会の席においても御報告申し上げましたとおり、6月4日未明、宿地内に、また、午後には竹生野地内や清水原地内でクマが目撃されました。これを受けて、町といたしましては町民の安全を第一にと、各小学校には集団登下校などの対策を指示し、保護者や見守り隊が付き添うなどの安全対策を講じております。

また、末森山周辺には注意看板と入山禁止の看板を設置し、そして巡回広報など、付近住民に注意を促しております。その後、クマは目撃されておりませんが、町内の山林に潜んでいると思われることから、今しばらくは警戒態勢を続けたいと考えております。なお、これまでクマの生息地は津幡町が北限と考えておりましたが、近年、町内においてもクマの目撃回数がふえていることから、山菜とりなど山に入られる際には十分に注意をお願いしたいと存じます。

次に、昨年度から策定に取り組んでまいりました、口能登「みのり豊かで住みよいまちづくり」プランが、このたび第6回地域再生計画に認定され、去る5月21日に首相官邸において認定書が授与されたことでもあります。プランの概要は、広域農道と町道の一体的な整備により、交通渋滞の緩和や農産物輸送の効率化、農村地域の生活道路確保による住環境の改善を図るほか、工業団地へのアクセス道路改善とあわせて、工場誘致など就業機会を確保して過疎化防止を図るというもので、これの支援措置といたしまして道路整備交付金が交付されるというものであります。

町といたしましては、今回の認定を受けてから、懸案となっておりました町道3路線の整備に取りかかりたく、その経費につきまして今定例会に補正にて予算計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、6月1日に針山地区において、日本バイオマス株式会社による、いしかわグリー

ンパワー発電所の起工式が行われたことであります。これは、合併来、新しいまちづくりのための重要政策として積極的に取り組んでまいりました企業誘致の第1号であります。中山間地である、この針山地区への企業進出については、他の同様の地域に与える影響も大きく、また中山間地の活性化や森林残材の利用促進にもつながるものであることから、地域産業の振興と雇用機会の拡大が図られることを期待するものであります。

なお、これを契機として、今後も第2、第3の企業誘致について積極的に取り組んでまいり所存でありますので、議員各位の御支援を賜りたいと存じます。

次に、昨年度から、たびたび申し上げております公共施設の統廃合についてであります。これは今年度の行財政改革の目玉として取り組むものであります。先般、公共施設統廃合検討委員会の委員の選考も終わり、ただいま各課において施設の統廃合について、さまざまな角度から検討を行っているところであります。

今後、検討委員会の中で町民の皆様方の御意見を踏まえながら、公共施設の統廃合計画なるものを策定し、順次、統廃合を進めてまいりたいと考えておりますので、これまた議員各位の御理解と御協力を賜らんことをお願い申し上げたいと存じます。

それでは、今定例会に御提案いたします平成19年度予算補正に関する議案3件、条例の制定及び改正に関する議案3件、町道路線の廃止に関する議案1件、また、報告案件といたしまして、平成18年度予算の専決補正に関する案件5件、平成19年度予算の専決補正に関する案件1件、平成18年度予算の繰り越しに関する案件3件、条例改正の専決処分に関する案件2件、宝達志水町土地開発公社及び財団法人宝達志水町施設管理公社の経営状況に関する案件2件について、順次、御説明いたします。

まず、議案第42号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億2,829万2,000円を増額し、総額をそれぞれ69億7,299万2,000円とするものであります。第2表、債務負担行為は岡部家保存整備事業に要する経費1億8,280万円について債務負担を設定するものであります。

歳入歳出予算のうち歳出につきましては、総務費において退職手当制度改正による組合負担金、宝くじ助成で行う北川尻地区子供の広場遊具設置に関する経費、また、情報通信格差の是正を図るため、清水原地区及び原、当の熊、針山、海老坂地域の携帯電話不感地域の解消に要する経費の追加であります。

民生費では、障害者自立支援制度の改正に伴う新たな給付金として、障害者施設入所者

に対しての就労意欲促進給付金を創設するための経費の追加であります。

衛生費では、少子化対策の一環として、妊婦検診にかかわる公費負担の拡充に要する経費、内臓脂肪症候群克服モデル事業の補助金の確定による経費の追加であります。

農林水産業費では、生産調整事務が町から農業者へ、農業団体が主体の、はくい水田農業推進協議会へ移行されるのに伴う経費の組みかえ、JAはくい押水花木部会への花卉戦略品目育成事業補助金の追加が主なものであります。

土木費では、冒頭にも申し上げました、地域再生計画に基づく町道3路線の整備に伴う所要の経費、また、昭和56年以前に建築された一般建築物に対する耐震改修促進計画を策定するための経費の追加であります。

教育費では、相見小学校において不登校やいじめの早期発見、早期対応に対する調査研究に要する経費、学校施設の修繕工事、志雄中学校前町道改良に伴う施設移転経費、子育て支援対策としての放課後子供プランへの補助内示による所要の経費、宝くじ助成で行う上田出地区の獅子舞整備に要する経費の追加であります。

災害復旧費では、能登半島地震で被害を受けた町道の復旧に要する経費を追加するものであります。

財源となります歳入予算については、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入、町債を充てるものであります。

次に、議案第43号 平成19年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,915万4,000円を増額し、総額をそれぞれ20億1,094万6,000円とするものであります。内容につきましては、前年度医療費の精算を行いたいとするものであります。

次に、議案第44号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、浄化槽事業の建設改良費で910万円を追加し、資本的収入の総額を8億7,433万1,000円に、資本的支出の総額を11億3,820万6,000円とするものであります。

続いて、議案第45号は宝達志水町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは国会議員の選挙などの執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が施行され、開票管理者の費用弁償額の単価が改正されたため、これに準拠し町選挙管理委員会

委員長及び委員の報酬額を改正するものであります。

次に、議案第46号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、ことしの第1回定例会において、町特別職報酬等審議会の答申に基づき特別職の給料月額及び期末手当の額を改正したところであります。そのうち私の期末手当について、これまでと同様、全額カットとするものであります。

次に、議案第47号 宝達志水町次世代育成支援対策地域協議会設置条例についてであります。

これは、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的に、次世代育成支援対策のあり方を検討する組織として、次世代育成支援対策地域協議会を置くものであります。

次に、議案第48号 町道路線の廃止については、町道宝達沢川線が、先般、県道に認定されたことから、今回、廃止するものであります。

続いて、報告第4号から報告第8号までの5件は、いずれも平成18年度において各会計予算の専決補正について承認を賜りたいとするものであります。

まず、報告第4号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）についてであります。今回の補正は、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ1億8,535万3,000円を減額し、総額をそれぞれ84億7,489万1,000円としたものであります。歳入歳出予算のうち、歳入にあっては町税の収納実績、地方交付税、地方譲与税等の確定による更正を行っているほか、国・県支出金、町債等の特定財源にあっては事務事業の精算による補正が主なものであります。

一方、歳出予算につきましては事務事業の精算及び財源の組みかえ更正を講じたものが主なものであります。

次に、報告第5号 平成18年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、報告第6号 平成18年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算（第2号）、報告第7号 平成18年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）、報告第8号 平成18年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第3号）は、いずれもそれぞれの事業の確定に伴い精算を行ったものであります。

続いて、報告第9号は地方税法の一部改正により、宝達志水町税条例の一部改正を専決処分したものであります。主な内容といたしましては、固定資産税において住宅のバリア

フリー改修による特例措置が創設されております。

また、報告第10号も、地方税法の一部改正により宝達志水町国民健康保険税条例の一部改正を専決処分したもので、その内容といたしましては、国民健康保険税の基礎課税額における課税限度額を56万円とするものであります。

次に、報告第11号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）であります。

この補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ770万円を増額し、総額をそれぞれ68億4,470万円としたものであります。この補正予算については、能登半島地震により緊急の対応が必要なものについて県・市町一体となり、取り急ぎ補正予算として取りまとめ、県の専決日と同じ日に専決処分をしたものでありますので承認を賜りたいと存じます。歳出につきましては、住宅が半壊するなどの被害に遭われた3件について、復興のための助成に充てる経費を追加したものであります。財源となります歳入は、県支出金、繰入金、町債を充てるものであります。

次に、報告第12号 平成18年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

衛生費では、後期高齢者医療システム開発・改修事業、農林水産業費では、県営事業負担金及びふるさと農道整備事業、土木費では道路整備事業、災害復旧費では、現年林業施設災害復旧事業の経費について、それぞれ次年度へ繰り越ししたものであります。

次に、報告第13号は、平成18年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告及び報告第14号 平成18年度宝達志水町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、後期高齢者医療制度システム開発、改修事業の経費について次年度へ繰り越ししたものであります。

続いて、報告第15号 宝達志水町土地開発公社の経営状況についてであります。

昨年度は、新たな用地取得などの投資的事業は行っておりません。また、保有土地の処分については、今浜用地の3区画と今浜西部用地の一部を売却しております。

次に、報告第16号 財団法人宝達志水町施設管理公社の経営状況についてであります。

昨年度は、限られた財源と人員の中で公共施設の利用者が主役であることを第一義として、安全な施設の提供を図りながら業務を遂行してまいりました。しかし、行財政改革の一環として公社機能の抜本的な見直しが求められてきたことから、ことし3月31日をもって業務を停止し、その役割を終えたことを御報告申し上げます。今後、公共施設の維持管理につきましては、それぞれの担当課が適切に行ってまいりますので御理解と御協力を賜

りたいと存じます。

以上、案件の提案理由を申しましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

議長（近岡義治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

ここで、議案第1号から報告第16号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

一般質問

議長（近岡義治君） 次に、一般質問を行います。

宝達志水町議会会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

1番 萩山恭子君。

〔1番 萩山恭子君 登壇〕

1番（萩山恭子君） それでは、宝達志水町免田にあります南部用地の企業誘致について質問いたします。

地球温暖化が21世紀の新しい脅威として人間生活にさまざまな影響を及ぼしております。また、科学的な検討が積み重なるにつれて、温暖化が予想をはるかに超える速度で進んでいることも報道されております。今後は経済成長と地球環境をいかに両立、共存させるかが喫緊の課題でありまして、環境に配慮した資源を効率的に利用する循環型環境でなければならぬとも述べております。

宝達志水町におきましても、自然の恵みを大いに生かし木質バイオマス発電所企業誘致など、共生できるまちづくりの推進をしているところであると存じます。ただ、環境破壊は予想以上の速さで進んでおります。これからのまちづくりは自然環境を積極的にはぐくみ、恵みを受ける循環型のまちづくりが求められております。そのためには生活基盤の整備はもちろんのこと、福祉・教育・産業・町基盤の整備に至るあらゆる領域にわたって、環境に優しい人と自然の共存を今まで以上の知恵を出し合い、事業展開をする必要があると存じます。

そこで、宝達志水町免田にあります免田用地であります、総合面積は25万6,722平方

メートルあると伺っております。今後の活用として企業用地の方向を進められているとのことですが、これからの町のあるべき将来像として、どのような企業を誘致をお考えなのか、大変、気になるところでございます。宝達志水町総合計画の将来像にも大きくうたわれておりますとおり、自然環境の恵みを大いに生かし、環境保全・地球温暖化防止に貢献できる企業の誘致を、今後の課題とせねばならないと感じておりますが、例えば今、地球温暖化防止に向け、トウモロコシや菜種など食物由来のバイオエタノール、バイオディーゼルの開発が進んでおります。バイオエタノールは、原料の植物が生育過程で温暖化ガスの二酸化炭素を削減につながることから自動車燃料に利用されており、日本でも温暖化防止の切り札として導入が本格化いたします。その結果、菜種やトウモロコシなどの供給が、以前にも増して求められてまいります。

しかしながら、需要に対して供給が追いつかず、さまざまな製品、領域に影響が出始め商品の価格が高騰しつつあります。また、5月11日、農水省は一般農地の借り入れによる農業の参入を2008年にも民間企業に解禁する方針を明らかにいたしました。

こういった状況から、環境保全、地球温暖化防止に貢献できる作物を大規模に取り組む農業事業の活性に、免田の南部用地を生かすことはできないものだろうか。また、このような事業に理解と協力してもらえる民間企業の誘致はいかがなものだろうかと考えてみます。

また、葉たばこやブドウ畑など、旧耕作地が増加しております。環境保全・地球温暖化防止に貢献ができ、採算性のある農作物を行政・農業者・民間企業が協定をして、あわせて活用することはできないものかどうか。南部用地における企業誘致にはどのような構想をお持ちなのか、町長及び収入役にお伺いいたします。また、葉たばこやブドウ畑など、旧耕作地の状況をどのように思われるのか、今後の農業活性の点から何か対策をお持ちなのか、あわせてお伺いいたします。

次に、林道及び作業路の整備について質問いたします。

環境保全の取り組みが、今、急速に広がっております。いかに私たちが心豊かに生きていくためには、どうしていかなければならないのか、今、真摯に受けとめなければならない課題でございます。失ったもののとうとさを改めて認識し、少しでも再生するべく行動をまちづくりにあらわしていくことが大切であり、私たち人間の責任であると思います。とりわけ地球環境を保護する山は水源の森・酸素の森であり、木も水も命を助けるための木であり、命を助けるための水であります。

ところが、林業担い手を確保できない森林所有者や住民の高齢化もあって、山林は放置され荒廃が進んでおります。また、そういったところほど林道や作業路の維持管理が不十分であることも、実際、状況を視察に参りましたら見受けられました。特に作業路の管理については、種々の協力関係で長らく行っていたとのことですが、作業路周辺の棚田所有者の耕作放棄や森林所有者の高齢化による伐採放棄などで、作業路そのものが身の丈ほどの草木や倒木により利用不可能の悪質な状態になっております。

さて、このような森林状況について、宝達志水町の総合計画基本方針にも強くうたわれております、保全・再生の取り組みが非常に重要になってくるわけですが、町長並びに農林水産課長に今後の具体的な取り組みをお伺いいたします。また、社会貢献の立場から外部の林業専門家や企業・学校・町民団体などの協力を得て、森づくり参入ができないものかどうか考えますが、農林水産課長にあわせてお伺いいたします。

最後に、臨界事故想定避難重要路線、一般県道所司原神子原線について質問いたします。

北陸電力は、志賀原発1号機で定期検査中の1999年6月、原子炉が過って臨界に達していたにもかかわらず、このような重大事故を現在まで隠しておりました。北陸電力の隠ぺいは問題外の対応で、一連の不祥事とは質が異なる、想像を絶する不正であります。安全性がどうか、信頼がどうか語る以前の問題で、ともに一つしかない命をいただいている人間として、どうあらねばならなかったのかを思いますときに、心そのものが完全にむしばまれてしまった組織の現実に、怒りを通り越して深い悲しみを感じずにはおれません。このような、人間の命の尊厳を根底から覆すことのできる事実に対し、手順書の整備、手順の遵守だけでは再発を防げるものではありません。

また、今後、隠ぺいはなくとも臨界事故が起こらないという保証はどこにもないと存じます。能登半島の地震と同様の思いがいたします。各自治体は常に緊急の事態を想定しながら、住民の命の安全を保障する手だてを整えておくことは当然の責務であると存じます。しかるに、避難経路の周知や臨界事故想定避難道路の整備は急務な事業であると存じます。4月9日の新聞に、津幡町で防災の意識と実態調査をしましたところ、6割近くが災害の備えをしていないとのことや、また避難場所を知らない人が約3割に上り、町内会や近所で、災害のときの対応を話し合ったことがある住民は2割程度にとどまったとの記事が載っておりました。

宝達志水町におきましても、宝達志水町総合計画基本方針に掲げてありますとおり、災害に強い安全・安心のまちづくりのため、能登半島地震や臨界事故を教訓に町民への防災

意識を高め、迅速な避難行動がとれるよう、避難場所や臨界事故想定避難経路の周知はもちろんのこと、被害状況の迅速な情報提供にケーブルテレビを、どう生かしていくかが期待されるところであります。

また、そのためには避難場所の状況や避難周辺の環境の確認、または避難道路網の状況を把握し、いつでも対応できるよう把握していかなばならないところだと思われます。例えば、一般県道所司原神子原線は臨界事故避難重要路であることから、平成11年に県道昇格認定されましたが、依然として、臨界事故重要避難道として十分な機能を発揮し得る路線状態ではありません。旧志雄町、羽咋市、広域危険レベルで避難が始まりますと、この避難道は大パニックになります。集中しないように、あらゆる避難道の周知の徹底は、先ほどにも申し上げましたが、他の避難道に比べ、この路線はとりわけ重要であります。早急なる整備が必要かと思われませんが、今後の対応を町長及び建設課長にお伺いいたします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 1番 萩山議員の質問に端的にお答えいたします。

初めに、免田・南部用地への企業誘致であります。この用地につきましては、合併来、企業誘致の最優先の候補地として取り組んでおります。今後も積極的に誘致活動に努めていきたいと思っております。また、その誘致対象業種につきましては、今ほども御質問にあったとおり、いろんな角度から検討しながら、特定した業種は今のところ考えておりません。あらゆる角度から検討して、我が町に、そして免田用地にふさわしい企業を誘致していきたいと、こう考えております。農業関係企業の誘致も含めて、幅広く取り組んでいかなければいけないと考えております。

先日新たに、この企業誘致に向けて町といたしまして、学者そして起業家等、すなわち企業を起こしている優秀な企業とのメンバー寄りまして、企業誘致促進研究会なるものを立ち上げております。そうして、調査・研究に取り組むとともに、企業誘致に積極的に協力をしていただける体制を立ち上げております。

そこで、この詳細につきましては本庁の企業誘致の実務上の責任者であります、齊藤収入役から答弁をさせますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

次に、葉たばこやブドウ畑などの休有地の問題、すなわち休耕地の問題。今後の農業活性化のための対策の有無、さらに林道及び作業道の整備の取り組みについての質問につき

ましては、御指摘のとおり農林業はもちろんのこと、農林水産業そして商工業、バランスよく発展しなければ町の活力も生まれませんし、発展もないわけです。そんな中で、やはり今一番おけているのは農林業だと思います。集落が存続し得ないような状況にもなっている集落がいくつかあるわけです。

私は、さきの5月3日に総務副大臣と頑張るとる地域に対するフォーラムに会する会談に出席させていただきました。しっかりとその旨を私も訴えてきました。たとえ集落が存続しなくても、集落がなくなっても、その地域の治山治水は間違いなくやらなければいけない。そういったことをあなた方がしっかりととらえて、今後のまちづくり、地域づくりに反映していただきたいということを強く訴えてきました。

こういったことを含めて、本町における農林業の振興のため重要な課題であることは、今ほど指摘されたことは認識しております。それぞれ、各種政策について現在取り組んでいる内容等につきまして、詳細につきまして農林水産課長から答弁をさせますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

今ほど、大変大きな災害問題について御質問いただいたわけでございます。奥能登を中心とする大変大きな地震、そして北陸電力による臨界事故の隠ぺい問題、これにつきましては議員も御指摘のとおり、さきの5月8日の臨時会におきまして提案理由の説明の中に、被災された方々に対するお見舞いと、そしてまた北陸電力に対する怒りの言葉を提案理由に述べさせていただいたわけでございますし、その後、臨界事故につきましては厳重な抗議を北陸電力さんへ町もいたしましたし、議会もそれぞれ抗議をいたしましたと思っております。二度とこのようなことの発生しないように、今後も私ども地域住民は、やはり見守っていかなければいけない、こう思っております。

また、自然災害については、いつ災害が起きるかわかりません。きょうも震度2を感じる地震が早朝、本町において感じたわけです。これらに対するそれぞれの対策については、この後、何名かの議員さん方からも質問が出ております。それぞれの中で一つ一つお答えしていきたいと思ひます。

議員指摘の臨界事故による避難道路。この件につきまして、現在、一定5車線で県が取り組んでいる改修計画、あわせてこれらの問題につきましても建設課長から詳細について御説明をさせますので、御理解賜りたいと思ひます。

以上です。

議長（近岡義治君） 収入役 齊藤喜久治君。

〔収入役 齊藤喜久治君 登壇〕

収入役（齊藤喜久治君） それでは、萩山議員の御質問に答弁をさせていただきます。

答弁内容でございますが、まず免田・南部用地の企業誘致について、環境保全、地球温暖化防止に貢献できる作物を大規模に取り組む農業事業に理解、協力してもらえる民間企業誘致は考えられないかという御質問でございました。

先月30日に、これからの宝達志水町における工場適地などの利用促進及び新たな産業集積を図ることを目的に、町内への企業誘致方策に関する事項を調査・研究するため、企業誘致促進研究会を設置いたしました。その研究会の席上、いろいろな角度から誘致も調査・研究をすればよいのではないかとの意見もございました。御質問の環境保全、地球温暖化防止に貢献できる農業事業も、その一つでないかと思えます。これからも幅広い分野で企業誘致に取り組んでまいりたいと存じますので、御理解を賜りたいと思えます。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 環境安全課長 高松守成君。

〔環境安全課長 高松守成君 登壇〕

環境安全課長（高松守成君） 環境安全課でございます。萩山議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、避難場所の周知については、現在、町指定避難場所は避難施設として18施設、避難地につきましては17カ所でございます。各避難場所には町指定の避難場所であることを示す看板が設置されております。その旨、周知を図るようにしております。また、昨年度作成しました町地域防災計画に基づき、日ごろから災害に対する備えや、万一災害が発生した場合の対応などを紹介したリーフレットを、本年度中に全世帯に配布する予定であります。このリーフレットには、町指定の避難場所を示した地図も記載させる予定になっております。

臨界事故想定避難経路の周知については、臨界事故などの原子力緊急事態に至った場合には、町は国、県の指示に従って行動することとなっております。国、県との連絡を密にし、迅速かつ的確に対応を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） はい、農林水産課長 鍛冶一良君。

〔農林水産課長 鍛冶一良君 登壇〕

農林水産課長（鍛冶一良君） それでは萩山議員さんの、まず1点目の、いわゆる葉た

ばこ畑、ブドウ畑などの休耕地を、今後どうされるかということについてお答えいたします。

当町における畑作の栽培として代表されるのは、今ほど萩山議員さんからもお話がありましたとおり、葉たばこでありブドウ栽培でございます。こうした畑作ばかりではなく稲作農家においても、後継者不足、高齢者の進展及び農産物価格の低迷などによりまして、全国的に耕作放棄地の増加が顕著にあらわれており、特に中山間地域では生産性が低いため、耕作放棄地の割合が高くなっております。町といたしましても、耕作放棄地の解消並びに発生防止に向けて取り組んでいく所存でございます。

具体的には、各種施策による担い手への農地の集積、一般企業への農地のリースや地域の特性を生かした作物などを視野に入れ、農業団体等と有機的に連携しつつ実効性のある活動計画を策定していくことといたしております。

続いて、2点目の林道及び作業路の今後の取り組みについてはいかがかという御質問にお答えいたします。

既に御承知のとおり、当町の森林面積は7,000ヘクタール余りであり、町面積のおおむね60%を占めており、そのうち4,100ヘクタール余りが人工林となっております。

さて、林道・作業路は、萩山議員さんの御指摘のとおり、水源涵養、災害等からの町土の保全など、森林が有する公益的機能を初め、優良木材の生産・販売、さらには観光や中山間地域における重要な生活道路としての一面を持ち合わせるなど多様な機能を有し、地域にとって欠くことのできない施設であると承知いたしております。

また、昨今の木材価格の低迷により、採算性や林業従事者の高齢化などにより、間伐、枝打ちなどが行われていない、いわゆる手入れ不足林が増加しております。この状態をそのまま放置しておれば、町土の荒廃が大いに危惧されるところでございます。そこで今年度から全県を対象とし事業化されます、石川森林環境基金事業に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

本事業は、森林内の水源地域の人工林を計画的に間伐、枝打ち、さらには土砂の流出工などを行い、優良木材の生産を初め、森林の広域的機能を高める諸策を講ずるものであります。あわせて、議員の御質問にあります林道並びに作業路の修繕等の対応など、大いに期待されるところでございます。

なお、本事業の取り組みに当たっては、森林所有者と町などとの間で、所定期間内の皆伐禁止事項などを盛り込んだ協定を締結する必要があるとございます。今後、町としては本事業

に御協力をいただけるよう、森林所有者と並びに関係集落への周知・普及を図っていくことといたしております。

議長（近岡義治君） 建設課長 土上 猛君。

〔建設課長 土上 猛君 登壇〕

建設課長（土上 猛君） 建設課の方から、避難道路の整備を急ぐべきという御質問でございました。

その避難道路の整備についてでございますが、どのような災害発生時でも、どの集落でも道路は重要な道路であると一応確信しております。

御質問の一般県道所司原神子原線につきましては、先ほど質問にございましたとおり、11年12月に県道認定昇格されました。その後、この整備につきましては、平成15年に所司原神子原線道づくり協議会というものを設立されております。毎年その協議会において、整備の内容等を協議して決められております。なお、その整備につきましては平成16年度から1.5車線化へ向け、退避所など整備が少しずつ進められております。今年度も1,500万円ほどの整備が進められると聞いております。今後はさらなる整備を推進していただくよう、県当局へ強く要望してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

議長（近岡義治君） 次に、2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

2番（柴田 捷君） 初めに、3月25日に発生いたしました能登半島地震から2カ月半が過ぎようとしています。被災されました地域や住民の方々が、一日も早く立ち直られることを念願するとともに、本町におきましても被災を受けられました方々に対し、お見舞いを申し上げたいと思います。

私は、今回、中野町長に対し地震対策と商工行政についてお尋ねをしたいと思います。

まず、地震対策についてでございますが、私は地震発生時にはネクサスにおきまして、宝達山水源の森づくり協会総会が開催されておりました。そこに出席をいたしておりました。会議室が音を立てて大きく振動し、今までに経験したことのない強い揺れを体験いたしました。ラジオをつけますと、我が町は震度5弱と知りました。発生後の4月初めに、志賀町から輪島市門前町に入り、被害の大きさを改めて痛感いたしました。

震源地に近い門前町の友人は、地震はほんの数十秒でしたが、生と死のはざまにいたと思いました。大地のすさまじい揺れは、恐らく体験した人間しか語れないと思う。思わず

立ち上がり、目の前の柱に抱きつき天井のはりを見上げているばかり。このままつぶれてしまう。早く終わればと思うばかりで、一寸たりとも動けませんでしたと、当時の状況を生々しく語っております。

5月13日の新聞記事によりますと、日本建築学会が能登半島地震について調査したところでは、地震で倒壊した建物は古い木造家屋や倉庫、納屋に集中し、鉄筋コンクリートや鉄骨の建物には被害が少なかったことがわかった。木造家屋でも昭和56年に導入された新耐震基準を満たした建物の被害は少なく、これ以前に建てられた建物の耐震性が、課題として浮き彫りになったとの記載がございました。先ほどの町長さんの話の中にもございましたけども、けさも震度4の地震が発生いたしております。

最近、発生している大きな地震のほとんどが、予測されていなかった地域で発生していることや、地震が発生する原因の一つと考えられる活断層は、県内には邑知瀧断層帯や森本・富樫断層帯があり、地震発生の脅威を想定しておかなければならないと思います。

そこで、今回の能登半島地震を踏まえて、建築物の耐震調査及び耐震対策について3点お尋ねいたします。

まず、住民の居住する住宅の耐震対策についてお尋ねをいたします。

能登半島地震の課題として、先ほど申しました日本建築学会の調査結果から見ましてもわかるように、昭和56年以前に建てられました古い木造家屋や倉庫・納屋などの一般の建物の耐震性については、早期に耐震診断と耐震結果に基づく耐震改修、いわゆるリフォームを促進するために、財政支援策など各種取り組みが必要と思います。

今定例会におきまして、一般民家の耐震調査などを行う建築物耐震改修促進計画事業の実施について、補正予算が提案されております。この事業の背景や目的など、事業の概要をお尋ねいたします。また、調査結果を踏まえ、災害に強いまちづくりを進めるには、どのような対策や取り組みが必要なのでしょうか。調査結果を御検討いただき、できる限り早い時期にお示しをいただきたいと思っております。

次に、2点目といたしまして、多くの方が利用する町の公共施設などについてお尋ねをいたします。

まず、志雄病院につきましては、平成17年9月の定例会におきまして、耐震診断については平成17年度は耐震診断と補強計画を、18年度には実施計画を、そして19年度は補強工事に着手したいと答弁されておられます。今回の能登半島地震では、敷地内に数カ所の陥没が発生しましたが、幸いにも建物に被害がなかったことを本当によかったと思っております。

ます。志雄病院の補強工事につきましては、国の医療制度改革の動きなどもありまして苦慮されていることは理解できますけれども、病院を利用する方々にとっては、安心して治療が受けられる施設が求められていると思います。耐震診断の結果をどのように判断し、補強工事の着手についてどのようにお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

次に、中学校・保育所及び公共施設につきましては、志雄中学校の体育館において、ミニバレーボール大会が行われておりました最中に地震があり、壁面にひび割れするという被害が発生しましたが、負傷者が出なかったことについては極めて幸いでありました。耐震対策につきましては、押水中学校では耐震診断結果報告が出ておりますが対策はとられていないようですし、志雄中学校では耐震診断がなされていないように聞いております。また、保育所では相見保育所と南部保育所を除く6保育所でも、耐震対策がされていないように聞いております。中学校・保育所及びその他の公共施設の統廃合は、町の行財政改革の最重要課題でありますけれども、耐震対策をおろそかにできないのではないかと考えております。

また、これらの施設の多くは、災害時の避難施設になっていることや、万が一、地震がもとで被害者が出るようなことがあってはならないと考えております。これらの施設の耐震対策についてお考えをお尋ねいたします。

次に、集落センター・コミュニティ施設及び集会所等につきましては、各集落区長が町の委託を受け、維持・管理しているこれらの施設は、町の避難施設の指定の有無にかかわらず、一たん災害が起きますと、区民にとっては最も身近な避難場所を求めるものと思います。また、住民のコミュニケーションの場として多く利用され、安心して利用できる施設が求められております。集落の住民にとっては重要な施設である、これらの施設の耐震対策について、お考えをお尋ねするものでございます。

次に、町指定の避難地につきましては、避難中の事故やけがの発生を未然に防止するためにも、これらの避難地の階段や手すりなどの安全点検をされておられるのか、されておられるようでしたら点検結果及び対応状況について、どのようになっていますでしょうか、お尋ねをいたします。

3点目といたしましては、宝達志水町地域防災計画についてお尋ねをいたします。

3月に開催されました、第1回定例会におきまして示されました宝達志水町地域防災計画によりますと、耐震対策については震災予防計画として、震災に強い住民の育成、震災に強い組織体制づくり及び震災に強い郷土づくりの3項目から成っておりますが、今回の

能登半島地震を踏まえ、一般住民などの耐震化の促進など、宝達志水町地域防災計画の見直しが必要なのではないでしょうか。見直しについてのお考えをお尋ねするものでございます。

次に、商工行政のあり方について2点お尋ねをいたします。

昨年スタートしました行財政改革は、今年度に入り取り組みが本格的な動きとなってあらわれてきているように感じております。このような中であって、将来のまちづくりを考え、ひいては税収の増加につながる取り組みも重要なことだと思っております。

そこでまず、商工会についてでございますが、県内では市町村の合併に伴い、関係するいくつかの商工会の合併がなされているようでございます。当、宝達志水町におきましては2町が合併し3年目を迎えておりますが、合併前と同じ押水商工会、志雄商工会のままとなっておりますが、一本化することによって、より効率的な運営が望まれるのではないのでしょうか。町として、現時点での2商工会のあり方、今後の商工行政のあり方及び予算に商工会関係として、支出をどのようにされているのかについて具体的な答弁をお願いいたします。

次に、商店街についてでございますが、一昨年、決定いたしました郵政民営化に伴い、当町にとっては、どのようなメリットやデメリットがあるのかをお尋ねしたいと思います。私は個人的には郵政民営化について一定の理解をし、賛成の立場であります。以前の郵政行政は地元住民に愛され、よきコミュニケーションの場として町の発展にも貢献していたと思っております。民営化に伴う郵便集配業務の一極化に伴い、特に廃止地域における周辺住民やサービスを営む事業者などを直撃し、収入減にもつながっているようでございまして、大きな打撃を受けている現状ではないかと思っております。

今後、いろんな場面で同様のケースが発生することも想定されますが、被害が最小限になるような対策をとっていただきたいと願うものであります。商店街の現状は店舗の老朽化や、近郊の大型店・量販店の進出により、人の流れに大きな変化がおき、かつてのようになぎわいも遠い昔の話になり、商店街を歩く人はほとんどいないという状況になっているようで、空洞化が進んでいるように思っております。以前のように商店街に活気がよみがえり、にぎわいを再生することが町の活力につながっていくのではないかと思っております。町として商店街を活性化するためには、ハード面あるいはソフト面、両面からの積極的な支援が必要なのではないでしょうか。商店街のあり方及び活性化について、どのようなお考えなのか具体的な答弁をお願いし、私の一般質問を終わります。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 2番 柴田議員の御質問にお答えいたします。

大変多くの内容の質問であったと思います。簡潔に答弁をさせていただきます。

第1点目の地震対策に関する質問でございます。

建築物の耐震改修促進計画についての事業の概要等についての質問でございましたが、御質問の中にもございましたように、今定例会に昭和56年以前に建築された一般構築物に対する、耐震改修促進計画策定に係る経費を計上いたしておりますことから、この計画の詳細について、あるいはまた背景について、あるいはまた効果等については担当委員会で詳細にお答えし、そして議論を重ねていただきたいと思いますので御理解賜りたいと思います。

次に、町の公共施設の耐震化についてでございます。御指摘のとおり志雄病院の耐震工事につきましては、平成17年9月定例会で耐震診断の経費を計上した際、平成18年度に耐震補強計画を策定し、平成19年度にも耐震補強工事を取りかかりたいとお答えしております。その後、国における医療制度の改革により、現在、志雄病院に40床ございます療養病床の早期削減が求められる事態となっております。この療養病床の削減問題は、現在、医療・療養あわせて100床ある志雄病院のあり方、あるいはまた、今後の経営方針や病院としての適正規模について、根本的に見直さなければならない大きな問題であると認識しております。現在、これらの問題について、鋭意、検討を重ねているところであります。

また、このほかにも医師・看護師の確保、そして押水クリニックや羽咋病院との連携も、病院経営のために数多くの、これら問題について検討が必要となっております。このことから町といたしましては、耐震、すなわち問題、あるいはまた山積する問題等について早期にやはり解決するために、近いうちに議会の皆さん方に相談をさせていただきたいと、こう考えておりますので、議員各位におかれましては御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。大変、志雄病院の問題は大きな問題でございますので、議員各位の御意見、あるいはまた執行部の意見等を調整し、今後進めていきたいと、こう考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

次に、中学校・保育所を初めとする、町の公共施設の耐震対策と統廃合の関係であります。

まず、中学校では現在2校の中学校、押水中学校、志雄中学校。押水中学校は耐震診断

終わっております。志雄中学校もことし3月に終わっております。結果は大変劣っていると報告が出ております。また保育所も南部保育所を除き、いずれも建築から20年以上が経過していることから、耐震性については劣っていると考えております。その他の公共施設についても、同様な施設があると考えております。このことから、これら施設に対する耐震対策は重要課題であると認識しておりますが、実際にすべての施設において、直ちに耐震対策を講じるのは財政的にも負担が大きく、議員御承知のとおり大変困難であると考えております。

しかし、このまま放置してよいとは考えておりません。そこで限られた財源を有効に活用するために、今取り組んでおります公共施設統廃合検討委員会の結果を踏まえて、残すべき施設、活用すべき施設と判断された施設に対して、優先順位をつけて計画的に整備に取り組んでいきたいと考えております。

次に、集落センターやコミュニティ施設及び集会所についての耐震対策であります。本町の49ある集落の、それぞれの集会施設には昭和56年の新耐震基準をクリアしない施設は15あります。これらにつきましても、やはり地域住民のコミュニケーションの場として広く利用されていることから、町といたしましても、今ほど申し上げた公共施設同様、優先順位、そして耐震の度合いを見て、計画的に耐震化に取り組んでいきたいと考えております。

次に、町指定の階段・手すり等の避難地の点検の有無についてでございますが、町指定の避難地の安全点検につきましては、すべての施設を対象に実施しております。おおむね良好と出ておりますが、蓮華山公園にあります階段・手すりの一部については老朽化しているところから、修繕が、補修が望ましいと報告をいただいております。そこで補修が必要と判断された箇所につきましては、その方法などについて当該施設の管理者と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、町防災計画において一般住宅の耐震化の促進という、1項の追加など見直しが必要ではないかとの質問であります。これにつきましては、昨年策定いたしました町地域防災計画において、一般住宅の耐震化、不燃性の確保に努めるとの規定がございます。これら規定のさらなる見直しについては、現在、県が能登半島地震での経験を踏まえ、県地域防災計画震災対策編の見直し作業をしているところから、この県の計画見直し内容を確認した上で対応を検討したいと考えております。

次に、2点目の商工行政のあり方についてであります。現在、町内にある2つの商工会

の合併問題であります。合併後の新しいまちづくりのために、町、商工会が一体となって、商工業の発展、あるいはまた振興に取り組んでいくことは、これはもう言うまでもなく必要不可欠であります。そこで町といたしましても、現在2つある商工会の合併に向け、昨年度からこれまで行ってまいりました、それぞれの商工会の資金面の支援に加えて、人的支援の一つとして、町職員を押水商工会へ事務局長として派遣しております。

また、ことしの6月1日より、それぞれの商工会の職員が交流がなされているところから、今後ますます、合併に向けての動きが活発化してくると思いますし、私も積極的に働きかけております。両商工会の総大会、あるいは総会にはぜひ、それぞれの商工会の役員の方々が各会員さんに商工会合併に向けての働きかけと協力を求めていただき、早期合併に努めていただきたいということも訴えてきております。なお、商工会への助成の金額につきましては、平成19年度予算で押水商工会に720万円、志雄商工会に540万円の交付を予定しております。

次に、商店街のあり方と活性化についての質問です。

郵政民営化に伴っての質問が最初でございましたので、郵政民営化に伴うデメリットあるいはメリットについての質問でございました。これまで志雄、押水と2局ありました郵便集配局の押水局への1局化に伴っての、それぞれのメリット、デメリットでございますけれども、志雄局周辺住民の利便性や志雄商店街を初め、これまで志雄郵便局にサービスを提供してきた事業者の経営に大きな影響があったことが上げられております。これはやはり指摘のとおりデメリットだと思います。しかし、周辺住民に対し利便性の確保につきましては、日ごろの業務の中で取り扱い方法が変わったものについて、それを補うサービスの提供を考えていると聞いておりますので、その影響は少ないものじゃないかなと考えております。

反面、町全体のメリットといたしましては、民営化に伴い地域の優良法人の一つとして納税が期待できる法人、町民税が、厳しい自主財源の中における一つの貴重な財源になると考えております。次に、今後このようなケースに出合った場合の対処の方法としては、いち早く幅広い情報収集に心がけ、その被害が最小限にとどまるように対策を講じたいと思っております。

商店街のあり方、これは全国一律、大変商店街というものが、現在、一時のにぎわいから現在の停滞を見ているのは大きな要因があると思います。それぞれ、全国各地における大規模大型店が、郊外店として競合するようになったことも一つだと思いますし、後継者

不足による廃業も一つだと思います。コンビニエンスストアの進出も一つだと思います。しかし、多くの商店街が活性化を失った要因はほかにもあると思います。やはり、それぞれの地域のマーケティングの減少、あるいはまた経営者それぞれの自助努力に対する問題も、いろんな問題があるんじゃないかなと思います。これは一口に語れない大きな問題がございます。そういったことを、やはり念頭に置きながら、先ほど申したとおり、町の活性化というものは農林漁業・水産業・商工業、バランスよい発展あって、初めて町の活力につながるわけでございますので、これからの、やはり商店街の問題も、行政と事業者そしてまた指導機関である商工会とが一体となって、これらの調査・研究をしながら、今後の支援策として、商店街に対して何ができるのかといった問題も含めて検討してまいりたいと思っております。御理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（近岡義治君） 2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

2番（柴田 捷君） 今ほどの答弁、非常にありがたく思います。ひとつ実現に向けまして、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、1点だけお尋ねをしたいわけですが、防災計画の部分で、先般の定例会の中で住民あての手引きを配布したいと、6月末には配布したいというような御答弁あったかと思ひますが、この辺の手引書につきましては予定どおり6月に配布されるのか、それとも、まだできていないとすれば見直しがかかった時点で再度おつくりになるのか、その辺はいかがでございますでしょうか。よろしくお願ひいたします。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） はい、ただいま再質問の問題につきましては、担当課長の方から答弁をさせます。よろしくお願ひいたします。

議長（近岡義治君） 環境安全課長 高松守成君。

〔環境安全課長 高松守成君 登壇〕

環境安全課長（高松守成君） 環境安全課の高松です。

今、手順の手引きにつきましては、一応、県の方の危機管理室と、一応、打ち合わせしながら一部訂正を行っております。これにつきましては、県の方では、今、能登半島地震の教訓にしての一部修正もありますので、それとあわせて当町にも修正したいと思ひます

ので、そういうことでお願いします。またリーフ類につきましては一部直して、本年度中に発行したいという計画にしております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 次に、8番 守田幸則君。

〔8番 守田幸則君 登壇〕

8番（守田幸則君） 私の方からも防災及び災害地の危機管理について、3点質問をさせていただきます。

御承知のとおり、去る3月25日9時42分ごろ、能登半島沖を震源とするマグニチュード6.9の強い地震があり、住宅の全壊593棟、半壊1,206棟、一部破損1万1,886棟という予想もしなかった被害が起こり、多くの方々が悲惨な目に見舞われました。これは石川県には邑知潟断層帯や森本・富樫断層帯を初め、幾つかの活断層があることは知られておりましたが、地震などの大規模災害がなく安全神話なるものがあつたためかもしれません。

現在では、石川県当局や多くのボランティアの方々の支援の中、仮設住宅の建設を初めとする災害復旧も進み、人間のすばらしさ、温かさを感じているきょうこのごろですが、そこで、町長または担当課長にお聞きをいたします。

能登半島沖地震では多くの方々が、被災直後に市・町が指定した公民館や学校などの指定避難場所に参集したわけでありますが、続く余震におびえながら被災した自宅を心配し、避難施設も大丈夫なのかと非常に心配されたそうであります。当町には、先ほどの答弁にもありましたが17カ所の避難地、18カ所の避難施設があるとのことでありますが、避難施設の耐震診断及び耐震補強工事の状況をお伺いすると同時に、耐震補強工事などが済み、安心して避難できる施設は幾つあるのかをお尋ねいたします。

また、あわせてお伺いいたしますが、合併時の緊急課題でありました町内各小学校の校舎、体育館の耐震補強工事が昨年度までにすべて完了し、児童たちも心新たに勉学・スポーツに励んでおり、次代を担う子供たちの育成と母体となる教育環境の充実を心から喜ばしく思っておりますが、一方、中学校については、志雄、押水両中学校とも耐震補強工事がなされておられません。この理由の一つには、中学校の統合という問題があるからとのことでもあります。しかしながら、毎日生徒たちが勉学、スポーツなどに励んでいるとともに、町の指定避難場所にもなっております。耐震上の問題もさることながら、築40数年が経過しており建物自体の耐用年数も心配されます。

当町は、今まさに地方債償還のピークを迎える時期に来ていると思っておりますが、そういっ

た厳しい財政事情にあっては投資的経費が大幅に減となり、大型事業の実施は大変厳しいものとなると思います。しかしながら、このような状況下でも、どうしてもやらなければならない事業もあります。住民に密着したもので、安全で安定した分野の事業がそれであり、今回の地震を機に、早い時期での問題解決、そのことが勉学、スポーツと安心して学べる学校へと生まれ変わるのではと。さらには災害時の避難施設となるのではと思いますが、12月議会で中学校の問題についての統合調査検討委員会を立ち上げるとのことでありましたが、この委員会は立ち上げられたのかお伺いをいたしたいと思います。

私も3月25日、輪島市門前町の方へ行きましたが、道路は至るところで通行どめ、土砂の崩壊、地割れ、建物の崩壊、かわらなどが散乱し、すさまじい状況でありました。また、崩壊家屋などの廃材運搬のボランティア参加などにも行っておりました。現在も穴水町の方へ行っておりますが、崩壊した家や取り壊される家を涙ながらに見詰める人、その多くが高齢者であり、その多くの方々が、こんな大きな地震が起きるなんて信じられないとショックを受けております。当町初め、被災された地域の方々の一日も早い復旧と立ち直りを心から願うと同時に、このような状況を見たとき、当町で起こった場合どうなのか、当町においても山間部に多くの集落があり、土砂の崩壊などによる通行どめ、または仮設住宅などの建設場所、家屋の廃材などの集積場所など、当町にあった、より現実的な地域防災計画が必要と思われませんが、現在どうなっているのか、見直していく必要もあるのではないのでしょうか。

また、能登半島沖地震発生後、町職員が数日間にわたり被災地にボランティアとして行かれたそうであります。職員を派遣して何を心得、それを今後、町の防災意識の中にどのように取り組んでいかれるおつもりなのか、お教え願えれば幸いです。

2点目に水害対策についてお伺いをいたします。

先ほどは地震対策についてお聞きをしましたが、地震と水害の一番の違いは発生頻度であります。海溝型地震の周期は100年から200年、内陸型地震は数千年から数万年と言われております。これに対し水害の周期は5年から200年程度と考えられております。また、水害は地震に比べ発生箇所を予想しやすい災害であり、こうした地震と水害の違いは地方公共団体の防災対策として反映されなければなりません。

しかしながら、多くの地方公共団体の防災対策は総じて地震を想定して計画されており、水害が発生した場合には水防計画、あるいは地震の防災計画を応用することが多いように見受けられます。その結果、水害時に浸水してしまった場所が避難場所として指定される

などの問題が生じ、そのほかにも情報伝達、避難経路、救出活動、ごみ問題が生じております。当町では、防災総合訓練として年に1度実施され、地震災害にはそれなりの防災対策がとられているように思いますが、水害に関しては、その応用というのが現状ではないでしょうか。当町では幸いにも河川・堤防の決壊などによる大規模な水害は発生しておりませんが、記憶に新しいところによると、平成17年7月12日の豪雨により、長者川などが流下能力を超え、道路面が広範囲に冠水したことがありました。御案内のとおり、付近には保育所や小学校があり、通所・通学時の安全確保を初めとする、一般車両の誘導という問題が生じております。

本年度は、子浦川のハザードマップ作成の予算が計上されておりましたが、他の河川についてもハザードマップを作成する予定はおありなのか、またハザードマップを作成する場合には、防災教育という観点についても意識すべきであり、住民一人一人がハザードマップから具体的な災害イメージを描けることが重要ですから、ハザードマップを作成するには町当局だけでつくるのではなく、住民の皆さんに作成の過程に参加してもらい、実際に町内を歩いてもらいながら危険箇所を発見し、避難経路を探してもらうなどの作業を通してつくるべきであると考えますがいかがでしょうか。

また、現在、当町において水害時の避難指示や連絡体制などについて、どう計画されているのか、町長または担当課長にお伺いをいたします。

3点目に志賀原発事故についてお伺いをいたします。

御承知のとおり、99年6月18日未明、当時点検中であった志賀原発1号機で制御棒89本のうち3本が抜け落ちて核分裂反応が起き、制御不能のまま臨界状態が15分間も続く重大事故が発生しております。ちょうど2号機増設が問題になっている時期であります。にもかかわらず、この臨界事故を8年もの間、県や関係自治体への連絡はしない。事故の記録も残さないという隠ぺい行為がありました。この志賀原発1号機建設の際には、当町においても多くの住民の方々が多方面にわたり、推進、協力もしております。この方々、皆さんは、住民の安全第一を切に願い、それを信じて協力してきたものであり、この期待と信頼を裏切られたことは、まことに遺憾であります。本町においても、いち早く抗議の姿勢を示し、町議会においてもさきの臨時会で安全確保と隠ぺい体質の改善を求める議決を行い、北陸電力に対し強く抗議したところであります。

そこで、町長にお聞きをいたします。御案内のとおり、私たちは、この志賀原発と同一の郡域で生活をしております。こういった臨界事故が起こった場合、事故の状況はもとよ

り風向きや風の強さなど、気象に関する情報収集が非常に重要だと思えます。しかし当町は隣接地でないため、郡域でありながら情報がおくれ、現段階では新聞やテレビなどのマスコミの情報だけであり、危機管理体制としていささか心もとない気がいたします。いかがでしょうか。また、町としては、こういった事故発生の際にはどのように対応すべきだとお考えでしょうか。あわせてお伺いをいたします。

以上3点についてお伺いしましたが、最後にこれらの実際起こった災害を、今後の当町防災対策に生かすため、今回の能登半島地震を機に本町の現状にあった、より具体的な連絡体制の再編や、さらに充実した訓練を実施するお考えはおありなのか、また今年度は、聞くところによると10月28日に町防災訓練とのことでありますが、どのような訓練を考えておられるのかお伺いし、私の質問を終わります。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 8番 守田議員の質問にお答えいたします。

まず、現在、町が指定している避難施設のうち耐震診断が、あるいはまた耐震工事が終わっていない施設の有無。もし耐震工事が終了していない施設があった場合の耐震工事等の今後の対処の仕方についてお答えいたします。

現在、御質問の中にあつたとおり町指定18カ所の避難施設があります。うち国の耐震基準を満たしている施設は、既に耐震工事が完了している町内5つの小学校を初め、建設当時から基準を満たしておりますアステラス、その他4カ所、計10カ所ございます。残り8施設につきましては、耐震診断を初めはしたものの、あるいはまた工事は行ってない施設と、老朽化により診断そのものを行っていない施設もあります。

そこで、この残りの8施設の今後の耐震整備計画については、今後の公共施設統廃合検討委員会の結果を踏まえて、それぞれの先ほどの答弁にもさせていただいたとおり、残すべき施設、あるいはまた廃止する施設等を十分に検討しながら、耐震への対応を考えていきたいと思っております。また、町指定避難施設18カ所の施設名と耐震工事の状況については、後ほど担当課長の方から答弁をさせます。

次に、中学校の耐震補強工事と中学校の統廃合の関連でございます。中学校の統廃合の問題、これを語らざるして耐震工事も完結しないわけでございます。御質問の中学校の統廃合については検討委員会の設置について、現在、設置に向けての要綱等の作成も終わっているところから、遅くとも今月中に第1回の会議をしたいと考えております。そして中

学校統合計画の年次、あるいはまた事業費などについては、今ほど申し上げましたように、この統合の是非について委員会において検討していただく段階において、それぞれ貴重な御意見を交わしていただきたいと、こう思っております。検討委員会の中での自由な議論を重ねながら、この宝達志水町の中学校統合に向けて進めていきたいと、こう考えております。統合については、私も早い段階で、これはやらなければいけないと考えておる、一つの大きな問題でございます。今後、行われる検討委員会の結果が、早い時期での統合推進となったならば、その時点で統合時期、規模など、改めて議会初め町民の皆さんと御相談の上、建設に向け積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、本町の財政状況についてでございますけれども、これまでも幾度と申し上げてきたとおり、交付税を初めとする自主財源の減少等、これまでの、それぞれの合併前の市町村が、社会資本の整備あるいはまた地域住民の要望にこたえるべく、いろんな事業を展開してきた関係で、総額で約260億円、一般会計だけ見ても約141億円という多額の借金を返済に、大変苦慮しているというのが現状であります。合併特例により与えられたまちづくりの期間は10年間あります。そこで私は、最初の5年間は忍の一字で行財政改革に取り組み、そしてその結果として生まれた財源をもって、残りの5年間で思い切ったまちづくりに取り組みたいと、こう考えております。そのため、現在、近い将来の農業に例えれば、収穫に向けて一生懸命に田畑を耕し、肥料を蓄えるときだと考えております。この点、何とぞ御理解を賜りたいと思います。

次に、防災計画の問題でございます。

建築物、あるいはまた耐震改修促進計画の内容につきましては、それぞれ2番議員にもお答えさせていただいたわけでございます。耐震という大きなそれぞれの事業を、公共施設、あるいはまた一般家庭を含めて、今後大きな問題になるんじゃないかなと、こう思っております。議員各位といろんな角度から、こういった問題を検討していかなければならない問題だと考えております。また、それぞれの耐震相談窓口等についても、今後やはり検討課題として取り組んでいかなければならない問題ではないかなと思っておりますし、災害時発生時の御指摘の仮設住宅設置場所や家屋の廃材などの集積場所など、それぞれ当町の現状に即した、より現実的な地域防災計画の必要性があると考えております。今後やはり、こういった問題につきましても、それぞれ地域防災計画、あるいはまた県の防災計画との整合性をとる必要があるところから、見直しについてはその範囲が、やはり県との防災計画との整合性の関係上、制限されているところであります。

そこで、町としても、やはり防災計画のそのものを見直すということよりも、その別冊版として宝達志水町の現状に即した町独自の、より具体的な活動要綱等の作成が必要でないかと考えております。

また、この能登半島地震によって被災地へ、それぞれ職員を派遣しております。その派遣した職員の経験は、やはり何といたっても地震を経験したことのない私どもにとって、この経験にまさる教師はないわけでございますので、町職員として今回の貴重なこの経験を積んだことにより、今後の事務事業、あるいはまた災害に対しての推進に対し貴重な経験を積んできたと思います。何よりも地域の実態に即した施策の立案と事業に取り組みなければ、いざというときに役に立たないということを、身をもって実感できたことが大きな収穫ではないかと思っております。その具体的な内容につきましては、おのこの担当課長から報告をさせますのでよろしくお願いいたします。

また、2点目の水害対策についてでございます。

これまた御指摘のとおり、自然災害いつ起きるかわからないわけでございます。子浦川につきましてはハザードマップ、御質問のとおり現在整えつつありますが、その他の河川におけるハザードマップの予定につきましては、引き続いて県の補助での作業は大変難しいところから、今すぐ作成の予定時期は明確にできませんが、いざつくるときには議員御指摘のとおり、地域住民の参加のもと、より地域の実情に合った、そして地域の皆さん方を取り組んだハザードマップの作成に努めていきたいと、こう考えております。

次に、大きな問題でございます。3点目の原発事故、すなわち臨界事故の隠ぺい問題からくる問題でございます。これらについても、宝達志水町そして宝達志水町議会として適切な抗議を北陸電力株式会社へしてきたところであります。今後、このような事故が二度と発生しないと私どもは考えておりますけれども、やはりこれまた、いついかなる形で発生しないと限りません。そういったことを十分に踏まえながら、志賀原子力発電所における緊急事態が発生した場合の対策を講じていかなければいけないと考えております。

現在は県からの防災無線によるファクス等により情報収集を行っております。映像と音声といったより詳細な情報につきましては、これまた議員御指摘のとおり、テレビやラジオを通して行っているのが現況であります。そこでいつときも早い情報収集と、その手段を複数に確保する意味からも、現在、県からの防災無線とルートは別で、志賀原子力発電所より直接、羽咋郡市広域圏事務組合消防本部へ専用ファクスにて情報の提供が行われるところから、今後は、その情報を消防本部より直接町へ提供する方法について、協議、検

討したいと考えております。また、事故発生時の対応といたしましては、正確な情報の収集のもと、すばやい対応策の発信、伝達に尽きると考えているところから、今後ともケーブルテレビ網の充実を初め、同報系を初めとする防災無線の整備も視野に入れて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、連絡体制の再編や充実した訓練の実施でございますけれども、今回における地震の最大の教訓は、これまで考えてきた連絡体制はいかに不備なものであったかと教えてくれたことです。まさに連絡体制の必要性を強く感じさせてくれました。と申しますと、地震発生時の際、連絡手段のかなめと考えておりました電話。今回の地震発生時には非常にかかりにくい状態となり、職員や消防団への連絡はかなりの支障を来しました。しかし大多数の職員と消防団員の方々が自主的に役場に参集したこと、また幸いにして、本町に大きな災害が発生しなかったことなどが、大事に至らなかったということが、一つの私どもにとって幸いしたわけでございます。万が一、火災等が発生していたらと思うと、肝を冷やしたところであります。

そこで現在、連絡体制の再編に取り組んでおりますが、その手始めといたしまして、まずは何がなくとも人手の確保という観点から、町職員には地震を初め災害が発生したと感じたら連絡を待つことなく、直ちに役場に参集するよう周知徹底したところであります。

次に、さらに充実した訓練の実施についてであります。これまでも年1回総合防災訓練を実施してきました。本年10月28日に予定しております訓練の内容につきましては、昨年の訓練時に実施いたしました訓練をもとにしながら、アンケートの内容等を参考にし、そしてまた今回の地震で経験した内容等、十分に検討しながら訓練内容を見直し、より実践的な訓練となるよう検討いたしており、この計画案がまとまり次第、議員各位を初め、広く町民の方々にお知らせし、協力を求めています。そして、今後とも町民各位の参加と関係機関の協力を得ながら、住民の安全・安心に向けての対策に取り組んでいきたいと、こう考えておりますので御理解賜りたいと思います。

終わります。

議長（近岡義治君） はい、環境安全課長 高松守成君。

〔環境安全課長 高松守成君 登壇〕

環境安全課長（高松守成君） 環境安全課でございます。守田議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、町指定避難施設につきましての御質問であります。避難施設につきましては現

在18カ所あり、施設につきましては押水中学校体育館、押水第一小学校体育館、宝達小学校体育館、相見小学校体育館、町広域勤労青少年ホーム、押水農業改善センター、町民センターアステラス、押水総合体育館、押水武道館、志雄中学校体育館、志雄小学校体育館、樋川小学校体育館、志雄運動公園体育センター、中央保育所、東部保育所、南部保育所、北部保育所の各遊戯室、白虎山センターであります。

次に、地震対策の施行の状況については、新耐震基準値が施行された以前、昭和36年以前の施設で耐震診断で工事が施工していない施設、また耐震診断を施行して、していない施設は8カ所あり、施設につきましては押水中学校体育館、押水総合体育館、押水武道館、志雄中学校体育館、志雄運動公園体育センター、中央保育所、東部保育所、北部保育所の各遊戯室で8カ所あります。この施設につきましては、安全性が確認できるまで当面は風水害時の避難施設として活用したいと考えております。

次に、職員の被災地派遣の被災地で得たものは何かという御質問であります。環境安全課では職員延べ28名を3月28日から4月13日の間、被災地の廃棄物の運搬処理にボランティアとして被災地へ派遣したところであります。被災地において大量の発生する瓦れき、一般廃棄物などによる環境汚染防止するため、収集及び処分に対する的確な指示及び対応が必要となります。今現在、県が示す災害廃棄物処理マニュアル等を参考して、災害廃棄物の処理対策を定めておくことや、廃棄物関係団体との総合協力の体制の整備などを検討したいと考えております。

次に、水害時の避難指示と連絡体制につきましてはありますが、水害の警戒、防御及び被害の軽減より、公共の安全を保持することを目的としております。水防法の中において水防に関する責任は町が有することとされております。水防法第32条の規定により水防計画を定めることとされており、第一義的には、この水防計画に基づき水害への対応を図ることと考えております。その後、土砂災害等が発生した場合については、町地域防災計画に基づき、必要な対策を図っていきたいと考えております。被害時には町から発生する避難情報は、緊急性の高いものから避難指示、避難勧告、避難準備情報の3種類があり、被害発生あるいは被害発生の予想されるときは、現地の状況に応じて適切な避難場所を選定し、町広報車や町消防団消防ポンプ車等により、住民に周知を図りたいと考えております。

議長（近岡義治君） 健康福祉課長 柏崎三代治君。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

健康福祉課長（柏崎三代治君） 守田議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

職員の被災地派遣で得たものは何かということでございます。

健康福祉課では、要援護者に対する健康相談の支援として、保健師等を延べ12日間派遣いたしました。その中において、ボランティアの方に要援護者のニーズに合った活動をしていただくために、必要な情報を的確に伝達する体制のさらなる整備が不可欠ということで痛感いたしております。その中におきまして、現在では民生児童委員との地域のみまもりマップとの共用など、関係課や地区の支援体制の見直しなどを図っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（近岡義治君） はい、上下水道課長 上井信昭君。

〔上下水道課長 上井信昭君 登壇〕

上下水道課長（上井信昭君） それでは、8番 守田議員の職員の被災地派遣で得たものは何かとの御質問にお答えをいたします。

上下水道課では輪島市門前町の下水道被災地へ、災害の調査から災害査定までの応援に延べ16名派遣をいたしました。上下水道は住民の生活に直結する重要なライフラインであり、早急な復旧が求められることから、関係する市町などの迅速な応援及び作業が大変重要であると思われまふ。今回の派遣内容は下水道施設に対して行ったもので、マンホールの隆起や下水道管の切断などが発生していたことから、応急処置を行いながら災害復旧に向けた調査を行い、その後、災害査定設計書の作成など、大変多くの業務がございました。

中でも他市町村の応援を受けて現地調査に当たるわけでございますが、被災地の職員は住民の対応はもちろんのこと、国、県、マスコミなどの対応に追われ、現地へ出て作業をすることがなかなか困難な状況でございます。そういう中で、地域性に乏しい応援者が現地作業をスムーズに行うためには、1枚におさまる町の全体図や住宅地図、下水道台帳の整備が、きちっとされていなければならないことを痛感させられた次第でございます。

このことは上水道施設にも当てはまります。今後はこれを生かし、町全域の上下水道施設台帳を充実させ、早期対応の強化を行うことが重要であると考えられます。

以上でございます。

議長（近岡義治君） はい、8番 守田幸則君。

〔8番 守田幸則君 登壇〕

8番（守田幸則君） 中学校の統合問題については、今月中に検討委員会を立ち上げ、また第1回の会議をとということでありまふので、できるだけ早い時期で、また新たな校舎

が建設できれば望ましいかなと心から思っておりますので、速やかな会議の開催等をよろしく願いをいたします。

また、今回余りにも身近なところで大規模な地震があり、またその光景を目の当たりにしたとき、今までの考え方を改めさせられるような状況ではあったのではないのでしょうか。ましてや、今でも現地の方へ行くと大きなつめ跡が残っております。そういった中、今回のこの地震では、多くのボランティアを初めとする地元の建設業界等も道路・水道などの復旧に努力をし、短期間での復旧が行われたというようなことも聞いております。当町においては、そういった協会等の連絡体制などはあるのか、どうなのかもお聞きしたいと思います。

また水害においても、何十年、また何百年に一度というような大雨が、近年国内で多いように思われます。当町においては国内でも珍しい天井川である宝達川があります。天井川ということもあり河原、門前集落などの一部では二階の屋根の高さのところを水が流れ、豪雨のときなど、すさまじい音を立てて流れるという不安を抱いております。ましてや今まで余り地震がないという地域で、これほど大きな地震もありました。この宝達川、国道471号線、またJRと2カ所のトンネルもあるわけでありまして。地域の方々の不安を解消するためにも、一日も早い、この河川の整備をと期待するわけでありまして。

現在、この宝達川の整備ということで、二級河川宝達川整備促進協議会なるものが設立されていると思っておりますが、今回の地震を機に、より一層この宝達川及び他河川の整備の改修要望などを、県など関係機関にしていかなければと思っておりますがいかがでしょうか。

また、長者川などのハザードマップについては、社団法人羽咋建設業協会などに参考となるハザードマップ等も策定してあるやにも聞いております。そういったものも参考にし、できるだけ早い時期でのハザードマップができるようお願いをいたします。何分にも住民の生命にかかわる問題であり、いろいろな状況に合わせ速やかな対応も必要かと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） ただいまの再質問でございます。

それぞれ町防災計画の中において、災害時の連絡体制はきちっと明記してございます。そしてまた町民の生命・財産を守るべく、今後もやはり努力をしていかなければいけないと考えておりますし、さらに連絡体制で見直すべき点がございましたら、今後も見直して

いかないといけないと考えております。

もう1点は何でございますか。河川改修につきまして、宝達川の河川改修につきましては、県の方へも私どもの要望事項として十分に伝えてございます。これもやはり県当局が多額の費用がかさむということで、なかなか現実にどのような形で改修するかということが、私どもには明記されておりませんし、また県の方にも、まだ見えてこないんじゃないかなと思います。引き続き、やはり大災害が発生した場合のことをとらえて、当局へ強く要望していきたいと、こう考えております。御理解賜りたいと思います。

議長（近岡義治君） 守田議員さん、よろしいですか。

一般質問の途中であります、昼食のため暫時休憩します。

なお、午後の会議は1時30分より再開します。よろしくお願いいたします。

午後12時14分休憩

午後1時32分再開

議長（近岡義治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番 林 一郎君。

〔7番 林 一郎君 登壇〕

7番（林 一郎君） 私は一般質問の前に、去る3月25日に発生しました能登半島地震において、今なお余震が続く中、災害に遭われました関係の市、町の皆様に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。また、月並みではございますけど、一日も早い復興を願うものでございます。

さて、私は1点について質問いたします。

今ほど述べました地震を初め、各種の自然災害等々が発生した場合の住民の避難対策等の防災システムの構築について、町の考えを伺うものでございます。

まず、発生した場合、最初に住民に周知する方策としてサイレン等があるかと思いますが、当町では何カ所設置され、またその音が最遠距離に住んでおられる住民に届くものかどうか、確認されたことがあるかどうか伺います。また、届かなかったときのアクションを示していただきたい。

次に、旧門前町において、世帯別に色分けし緊急時に即避難させる、いわゆるマップを作成してあったことが今回の事態に大きな力を発揮したと報道されておりました。一人残らず避難場所へ速やかに誘導されたということでございます。このように日々の生活の中で

地域住民の皆様の活動が、いざというときに大いに威力を発揮するものと思います。先般、当町の民生児童委員協議会の総会に近岡議長と教育厚生委員の一員として出席させていただいたわけですが、その中で、マップをこの協議会で作成しているとのことでした。その中身は、それはいわゆる地域みまもりマップと名づけ、ひとり暮らしの高齢者、高齢者だけの夫婦の世帯、寝たきりの高齢者、災害時要援護を必要とする人、また日中、若者が仕事に行き一人となる方と大別し、住宅地図を拡大し色分けしているそうでございます。

そこで、当町においても区長会、あるいは民生委員さんとの会合を設けて、このマップを作成する考えはあるかないかを問います。このマップを利用して、ほかのことにも利用できないか、検討してもよいのではないかと思います。

次に、避難時の誘導対策について伺います。

先ほど述べましたマップを活用し誘導する場合、地域のことは地域の方が一番わかっているわけですから、区長さん、親戚の方々及び地域住民の方々の協力をもって、速やかに避難場所に誘導する方法が一番よいかと思います。また、避難場所も各地域から一斉に集中すれば、入れない事態が予測されます。そこで第2、第3の場所も考える必要があるんじゃないかなと思います。

当町では、このような対策が明確に確立されていないと思うが、早急に町独自の対策を立て、住民を災害時から守る方法を考えてはどうか。災害はいつやってくるかわからない。しかし、物事は最悪の事態を想定して、いろいろなサイドで考えて、シミュレーションしなければならないと思います。常に住民サイドで物事を考慮し、一つの確固たる防災システムを確立すべきと思うが、町長及び担当課長のお考えを問いまして私の質問を終わります。

議長（近岡義治君） はい。環境安全課長 高松守成君。

〔環境安全課長 高松守成君 登壇〕

環境安全課長（高松守成君） 林議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、サイレンの設置数と、その吹鳴音がどこまで届くかを確認したことがあるかという質問でございます。

現在、宝達志水町のサイレンの設置数は全部で7カ所あります。いずれのサイレンもモーターサイレンとなっております。押水地区では4カ所で、第一小学校・宝達小学校・相見小学校・押水庁舎。志雄地区につきましては3カ所で、樋川小学校・蓮華山・菅原会館

であります。サイレン設置時には地域的及び、それぞれのサイレンの距離的なバランスや設置条件を考慮し設置していますが、吹鳴音がどこまで届くかは、それぞれのサイレンのモーターの容量や設計上の音響伝達距離の違いや、設置場所の地形・障害物・騒音及び気象条件・風向き・風速・気象・気圧・雨・雪等による伝達距離は大きく変化し、正確に予想することは非常に難しいことであり、今後は詳細に調査し検討していきたいと考えております。

次に、避難場所に住民を集中することを想定し、第2・第3の設置場所はどう考えているかということにつきましては、災害の発生箇所を考慮し、町指定の避難施設、被害地以外の町有施設や、地区集会所での使用可能と判断できるものについては、避難場所としての使用を検討していきたいと考えております。

次に、住民サイドに立った防災システムの確立につきましては、災害時における伝達手段としまして、町広報やケーブルテレビ等を用いた手段に加え、必要に応じて区長さんや消防団、民生委員さんの協力を得ながら情報伝達に努めたいと考えております。また、現在所有する町防災無線のデジタル化や、役場庁舎に設置してある親局を中心に、町内の施設に設置する子局との間で、住民への一斉通報ができる同報通信システムの構築についても、今後検討を進めていきたいと考えております。

議長（近岡義治君） 健康福祉課長 柏崎三代治君。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

健康福祉課長（柏崎三代治君） 林議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、地域みまもりマップ等についてでございます。今、先ほども言われたとおり、民生児童委員さんが中心になって、毎年更新を行っております。また、同時に地域包括支援センター、その中においても民生児童委員さんとともに、これを更新を行っております。また、能登半島地震被災発生時においても、安否確認、そういったものに対しまして民生児童委員さんが留守な場合において、あった地域におきまして区長さんも安否確認をいたしました。そのときにも大変活用ができました。大変役立っているというふうに思っております。

また、そういう経験も踏まえまして、これから地域全体での見守りが必要というようなことの認識の中で、区長会の役員さん、それと民生児童委員さん等を入れまして連絡会を行うということで今調整をしておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） 次に、3番 津田 勤君。

〔3番 津田 勤君 登壇〕

3番（津田 勤君） 3番議員の津田です。

私は、施設管理公社の解散に伴う各施設の今後の管理運営について端的に伺います。

まず、無人のスポーツ施設、特に中学生の子たちや、少年スポーツ教室などに利用している体育施設ですが、先ほど町長の提案理由の説明の中にもありましたが、限られた財源と人員の中で公共施設の利用者が主役であることを第一義として、安全な施設の提供を図りながら業務を遂行していたとありましたが、しかし、毎日のように子供たちが使う施設が無人であるということが安全な施設の提供であるかどうかは、私は大変に疑問に思えます。スポーツ施設の今後のあり方について、管理人の設置等などについてもあわせて伺います。

またこれと、この質問は若干外れるかもしれませんが、公共施設の統廃合についてであります。公共施設は、どれもその時期必要なものと判断され建設されたと思いますが、公共施設に重たい借りは無いと思うので、検討委員会の中で、この公共施設の統廃合の問題について町民の意見をどのような形で反映されているのか、例えばアンケートとか集落説明会で町民の方にお話を聞くとか、もし町長さん、お考えがあれば端的にお答え願いたいと思います。

以上です。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 3番 津田議員の質問にお答えいたします。

財団法人宝達志水町施設管理公社が解散後の、それぞれの公共施設の管理業務についての質問でございます。

特に公社の中で管理していた体育施設、青少年のスポーツ施設の今後の管理についての質問とあわせて、施設統合についての考え方についての質問であったと思います。

まず、大きな問題、施設の統廃合の問題からお答えいたします。

今、それぞれの地域それぞれの時点で、今ある公共施設は、それなりに必要であったということは私も認識しております。しかし、今、市町村合併を行ったわけでございます。

まず、やはり111.2平方キロの地域の中で類似施設、あるいはまた類似と言われるような

施設が幾つかあるわけです。そういったものは果たして、現在の町財政で管理できるかということ、まず考えていただきたい。

私も残したいものは、それは考え方としては残したいと思います。しかし、すべての建物を管理するということになれば、それなりの財政が伴うわけです。このしっかりとした裏づけをまず持たなければ、それぞれの施設というものは管理できないわけですし、施設は老朽化すれば、改築するなり建てかえしなければなりません。そうすると、果たして現在の施設を、それぞれの皆さん方の要望によって維持可能かと言われれば、決して可能ではないと。そうなれば、施設含めた公共施設の統廃合の検討をやらなければいけない。この検討は、多くの町民の皆さん方の意見も集約しながら検討されると思います。一人二人の意見で公共施設の統廃合はできるものでもありませんし、やるものでもないと思います。

そういったことを町民の皆さん方に、しっかりと施設の統廃合については周知徹底しながら、委員になられた方々ともアンケート調査がいいのか、説明がいいのか、それぞれ説明をする段階には、やはりある一定の基本的な方針が出てからの説明が必要だと思います。最初からの説明は、それぞれ地域の皆さん方のいろんな感情がありまして、まとまる話もまとまらないと思います。そういった多くの有識者、町民の意見を総合しながら、そういったものすべての統廃合を検討委員会で検討して、ある一定の基本的な線が出て、初めて町民の皆さん方に、町の公共施設管理等についてはこういう答申が出ていますと。さあ、さらに皆さん方の御意見をちょうだいして、この施設を、どう今後、運営検討、あるいはまた廃止していきますかということ、町民の皆さん方とともに論じていくのが一つの筋だと思いますので、御理解賜りたいと思います。

そして、先ほどのスポーツ施設、それぞれの中学校の現在行っている、利用している施設についてはどうかとの質問でございました。

これも旧来と何も変わりません。それぞれの担当課が責任を持って管理するわけですので、今日まで管理してきた形態とは全く変わりませんので、今までどおりの形で使用をしていただきたいと。例えば志雄運動公園体育施設につきましては、現在管理人を常駐させていないわけですが、スポーツ教室、あるいは中学部活等で現在も使用しております。さくらドーム管理室もしくは志雄庁舎当直室においてかぎをお渡しし、利用者の十分な責任のもとで御利用していただいているわけですので。今後もこのような形態をとっていきたいと、こう考えておりますし、他の施設についても今までの施設管理公社が管理していた内容をそのまま、それぞれの担当課が引き継いで管理するというこ

とで御理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（近岡義治君） 3番 津田 勤君。

〔3番 津田 勤君 登壇〕

3番（津田 勤君） 再質問させていただきます。

今度は教育長にお伺いします。

今ほど町長さんは、これまでのとおり志雄の体育館の方は管理人を置くつもりはないというお話だったんですが、もし今までどおりで、しっかり学校の先生とかついていけば全然問題ないんですけども、私が見たときには子供だけしかいなかったとか、テニスコートにも子供しかいなかったとか、そんなときが多々あると思います。教育長さんも実際に行って、何人か見たことはあると思います。ただ子供だけで、じゃ体育館の中で部活をしているのが果たしてそれでいいのかと。

今の時代ですので、もし何かあったら教育委員会の責任になるんじゃないかと、私は大変心配しております。教育委員会の責任もそうなんですけど、子供たちだけでそこに置いて、もし何かあれば大変ですので、個人的には学校の先生にもっと指導するとかすればどうかなって、大変心配しておるんですが、教育長はいかが思われるんですか、お伺いします。

議長（近岡義治君） 教育長 田畑武正君。

〔教育長 田畑武正君 登壇〕

教育長（田畑武正君） 今ほどの津田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

生徒の、それぞれの部活動に対する熱意が非常に強いものがあります。したがって、学校から離れた施設も使って、練習の場を設定しておるのが現状でございます。管理人のいない無人の施設で、スポーツ教室や中学校の部活動を行うという現状があるわけですが、このような場合には教室指導者や部顧問が立ち会うことを指導の原則としております。しかしながら中学校の部活動等におきましては、どうしても立ち会うことができない場合、例えば職員会議等の会議にぶつかって、顧問が指導に当たれないと、こういうような場合には生徒に顧問の方から直接指示を与えまして、なおかつ活動した後に担当顧問が施設を見回って点検をすると、こういう体制をしいておるわけでございます。

子供は部活動をやりたい。会議中は部活動をやめとくと、ここまでは踏み切れない現状

がありますので、今のところ、この指導体制を徹底して遺漏のない指導を維持していきたいと、このように思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

議長（近岡義治君） いいですか。次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して一般質問を行います。

まず、6,000万件以上もの年金記録が宙に浮き、だれのものかわからなくなって、そのために受け取れるはずの年金が受け取れなくなっている問題、いわゆる消えた年金問題に対する町民の不安と怒りに町は何ができるのか、こういう問題意識で質問を行います。

まず、一体どこに問題が生じた責任があるのかをはっきりさせることが重要であります。今から20年前、1988年に刊行された社会保険庁がつくった社会保険庁25年史がこういっております。同一人の記録が複数で管理され、本人とつながらないことが往々にして生じる。番号を統一すれば年金の支給に不利益をもたらす、こう総括しているのであります。

それにもかかわらず、それを解決する抜本的な対策をとらないまま、25年史が出た10年後の基礎年金番号の導入を行い、それ以後も何もしないでさらに10年を経て今日に至りました。ですから責任は明瞭であります。膨大な宙に浮いた年金記録の存在を約20年前に知りながら国民に伝えず、抜本的対策を怠ってきた歴代政府・厚生大臣、この問題を引き起こした責任があるのは明らかであります。

ところが自民党は、基礎年番号を設計導入した菅直人、当時の厚生大臣だけに責任があるとのピラをまいております。公明党も同じことを言っています。もちろん菅直人氏に責任があることは明らかであります。しかし責任を負っているのはそれだけではありません。菅直人氏の後を引き継いだ前首相の小泉純一郎厚生大臣、公明党出身の坂口厚生大臣、そして柳澤現厚生労働大臣が責任を共同で負っています。保険料を納付したのに記録がなくなる。これは国家的詐欺であります。私は少なくとも基礎年金番号を導入を決定した1996年3月以降、今日まで厚生大臣を出してきた政党、そして政府についたことのある政党は見苦しい責任のなすり合いはやめ、そろって国民に謝り、解決のためにまじめに力を尽くすべきだと思います。加害者は町執行部の皆さんの監督官庁でもある国家ですが、皆さんも町民と同じ被害者であります。被害者同士足りないところを補いながら、問題解決に向け力を合わせる立場を求めたいと思います。

さて、そこでお聞きします。

2002年4月、当時の厚生大臣であった公明党の坂口氏、この時代に各市町村にあった年金被保険者名簿の保存、管理義務をなくし、その台帳・名簿を廃棄するようとの通達が出されました。そのため全国の15%の市町村が名簿を廃棄しました。このことが消えた年金の記録照合に困難を来しています。当町の年金台帳は存在するのでしょうか。廃棄されずに存在するとしたら、そこにはどういう記載がされているのかをお聞きします。

次に、政府はこれまで何十年も前に勤務していた事業所から受け取った給与明細書などの物的証拠しか、年金の掛け金を支払ったという証拠として認めない、こうしてきました。しかし国民に何の落ち度もないのに、何十年前の年金を支払ったという領収書を持って来いというのは許されないとの日本共産党の国会での追及に、いろいろな取り計らいを考えていくことになる、つい最近になって姿勢を変え始めています。そして第三者委員会なるものをつくって対処するとしています。今、もしも町が持っている年金の情報を、それを求める町民の方々に提供することは重要だと思います。それと同時に、年金相談窓口を町で開設することが重要だと思いますがいかがでしょうか。

次に、広がりつつあるはしかの問題についてお聞きします。

はしかの発症が1999年の調査開始以来、最多記録を更新しています。首都圏を中心に始まったはしかの流行が地方にも拡大してきています。田舎から首都圏への修学旅行や、部活動の遠征試合などが原因とされています。そもそもはしかは、1978年から予防接種法の定期予防接種の対象になりました。はしかワクチンの接種は、日本では1回をもってよしとされてきたのです。世界の常識は2回の接種だったのですが、日本が2回になったのは、去年、平成18年、2006年4月1日からであります。ちなみに1回の接種は探すのが珍しく、北朝鮮と日本だけのようであります。それに加え1994年、平成6年に予防接種法が改正されて、それまで行われていた集団義務接種が廃止され、任意の接種、つまり接種してもしなくてもいい個別接種に法律が変えられてしまいました。これを境にワクチン接種率が低くなり、日本各地でははしかが一層の猛威を振るうようになりました。

さて、県内や町内のはしかの感染状況はいかがでしょう。

次に、現在は1歳から2歳になる間に、1回のはしかの接種、そして幼稚園の年長児で2回目の接種が予防接種法に基づくはしかの予防接種であります。しかし、94年の法改正などが原因で、はしかの予防接種をしなかった子供たちも町内にはおられます。子供がはしかの予防接種をしたかしないか、はしかにかかったどうかを、今、母子手帳で心配しな

がら確認しているとの話があちこちで聞かれるようになっていきます。県内のはしかのワクチン接種料金を病院ごとに調べましたら、安いところで1回6,000円ほどかかります。非常に高い。子育て中の親の心配に心を寄せて、ワクチン接種のための幾らかの補助を町として行い、はしかで亡くなる子をつくらないことが求められています。町としては少なくとも小中学生に責任を持ち、ワクチン接種をお手伝いする必要があると思います。

東京都立駒込病院の小児科医である高山先生は、当面のはしか対策の一つに、小中学校における麻疹感受性調査を行い、感受性者には、はしかワクチンを接種することを勧めています。また、全国的にも市町村がはしかのワクチン接種の補助を行っている自治体もふえてきています。いかがでしょうか、町長にお聞きします。

次に、国民健康保険税についてお聞きします。

ことし3月の予算議会では、国民健康保険の世帯の方々の所得状況を紹介いたしました。年間所得が100万円以下の世帯が町の全世帯の約3割、1,500世帯を超えています。総務省は家庭所得が年々減少にあるとの報告書を、ことし提出いたしました。町民から求められるのは負担の軽減です。当町の国民健康保険の年間医療費が減少し、基金が着実に増加している今こそ、それを行うべきであります。町長はいかがお考えでしょうか。また、福祉課長にお聞きしますが、加入世帯1世帯当たり、どれだけの基金があるのか。5月31日で閉めた平成18年度決算で教えてください。また、風邪などの流行のために突発的に国保会計が窮地に陥らないようにとの目的で、基金を蓄えるように指導されている金額は幾らでしょうか、お聞きするものであります。

最後に、後期高齢者医療制度についてお聞きします。

来年4月から、75歳以上の高齢者の方々の独立医療保険である、後期高齢者医療制度がスタートします。現在の法律上の問題としては、一つに扶養家族などで、これまで保険料が全く要らなかった方にも新たな負担が生じること。2番目に、現行、国保制度にない資格証明書発行が行われること。3番目に、75歳以下の方々とは別の定額制診療報酬を導入されることで診療に制限が設けられること。4番目には医療費がふえれば、自動的に保険料が値上げになること。5番目には独自の保険料の減額免除の制度がないこと。国保にはありますが、などなどが指摘されています。これはいかがでしょうか。このとおりなのかどうか。また、保険料が値上げになる方、町内ではどれだけおられるのか。3番目に国保制度より劣悪な制度にならないよう、広域連合や国に対して要請するお考え、町長はおありかどうかお聞きして質問を終わります。

議長（近岡義治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 12番 小島議員の質問にお答えいたします。

国民年金台帳でございますけれども、本町においては廃棄処分せず大切に保管をしております。後ほど詳細につきましては担当課長より答弁をいたします。

町が保管する国民年金台帳の情報については、改めて言われるまでもなく、本人から提供の要望があれば、その持てる情報のすべてを提供するのが当然であると考えております。また、年金窓口の町での開設について、国、県への働きかけの必要性でございます。御指摘のように、現在、社会保険庁が行っている年金相談窓口は、まだまだふやす必要があると思っております。しかし、現在急増しております年金に対する相談内容は、町で対応できる支給額や手続きに関するものではなく、加入記録の確認の相談が大多数であります。この加入記録の相談にお答えできるのは、おのずとその情報のすべてを掌握し、確認するノウハウを持っている社会保険事務所しかできないのが現実であることから、町での相談窓口の開設は非常に困難であると思っております。

そこで、現時点での年金相談件数増加に対する窓口確保の手段といたしましては、本町を所管しております七尾社会保険事務所における相談窓口の延長時間で対応するしかないと考えております。今後ともその旨、社会保険事務所に強く働きかけてまいりたいと考えております。

2点目のはしか問題についてでございます。町として対象者を絞り、ワクチン接種のため補助についての質問でありましたが、現在、町が行っている麻疹接種時における補助につきましては、1歳から2歳の誕生日前に1回と小学校就学前1年間に行う1回の計2回、これらについて全額を補助しております。

そこで、質問の対策として、今後の県内の情勢を見きわめた上で、必要とあらば小中学生を対象に、未接種者への一部補助について検討したらどうかと、現在、考えているところであります。

次に、国民健康保険税について、その引き下げを求められていると思うがという質問でございますが、国民健康保険税につきましては、特別会計という性質上、国保加入者が医療費が多く、使えば使うほど、やはり加入者に負担していただく税も高くなるという性質を持っているわけでございます。また、皆さんが使われる医療費自体も、これまた水ものであり、その年によってインフルエンザなどが流行するか否かによって、1億円ぐらいの

医療費が増加したり、あるいはまた減額したりします。

そこで、このような事態になっても、あわてて保険税を上げなくても済むように基金を設置しているわけではありますが、現在の基金残高 1 億7,643万9,000円につきましては、この額が多いか少ないかは、それぞれ意見の分かれるところであると思います。私は、平成 20 年 4 月から施行される後期高齢者医療制度に伴って生ずる支援金の準備や、インフルエンザ等の流行など緊急の対応が必要になった場合を考えますと、現在の 1 億7,000万円余りという基金残高は、決して十分でないと考えているところから、今は税の引き下げを行う状況にはないと認識しております。なお、保険税につきましては、今ほど申し上げましたように国保財政を取り巻く環境は年々変動することから、今後、国民健康保険財政の基盤が安定し、あるいはまた強化されたと認識できる 때가まいりましたときは、保険税の引き下げもやぶさかでないと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

なお保険税の引き下げ、あるいはまた、その時期につきましては、今後とも国保運営協議会とよく相談の上、検討してまいりたいと考えております。

最後に、後期高齢者医療制度をより充実した保険制度とするために、広域連合や国に対し改善要請をする考えあるかとの質問でございますが、今後の高齢化社会にあって、後期高齢者医療制度充実は、絶対必要であるところから、今後もこの制度の充実に向け積極的に要請してまいりたいと、こう考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（近岡義治君） 住民課長 太田永作君。

〔住民課長 太田永作君 登壇〕

住民課長（太田永作君） 年金記録は廃棄したかどうか、存在するならばどういう形で記載されているかという問いでございますが、当町では国民年金台帳については破棄せずに大切に保管しております。なお、台帳につきましては個人別になっており、国民年金番号、生年月日、性別、住所、氏名、加入資格取得日、喪失日、種別、収納記録が記載をされております。

もう 1 点でございますが、年金記録の調査のために年金記録の提供する必要があるかということでございますが、七尾社会保険事務所に聞きましたところによりますと、現段階では不明となっているデータについては、事前に照合調査を実施をし、さらに不明のデータについては、再調査を本人あてに照合依頼をするという予定で伺っております。したがって、先ほど町長の答弁もあったと思いますが、該当者本人から問い合わせ等がありまし

たら提供をさせていただきたいと、そう思っております。

以上です。

議長（近岡義治君） 健康福祉課長 柏崎三代治君。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

健康福祉課長（柏崎三代治君） 小島議員さんの御質問にお答えいたしたいと思えます。

はしかの問題でございますけれども、はしかの発生状況でございます。4月16日から6月4日現在まででの発生状況ですが、県の医師会の麻疹発生状況報告では、県内62名となっております。また、宝達志水町としては1名というふうに発表されております。

次に、国民健康保険基金についてでございますが、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、1億7,000万円余りでございます。前年度と比べますと、ほぼ同額でございます。また、加入者1世帯当たりの額というようなことでございますけれども、約6万3,500円でございます。

次に、後期高齢者医療制度にある資格証明書等の発行につきましてですけれども、この制度につきましては、この制度の根拠であります、高齢者の医療の確保に関する法律の第54条第7項につきまして、保険料が滞ってから1年を経過した場合、特別の事情のない限り被保険者証を返還を求め、健康保険制度と同様に資格証明書の交付を行うということになっております。

また、国民健康保険の加入者で、後期高齢者医療制度に移行することについて保険料が上がる人は何人いるかということでございます。まず、対象となる高齢者につきましては、6月5日現在で1,685人でございます。しかしながら、まだ保険料が決定してない現段階では、料金の上がる方の把握は、まだできかねない状況でございます。もうしばらく時間をいただきたいというふうに思っています。

それと、減額免除の規定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第111条で規定が設けられており、特別な理由のある者には減免するなどの、世帯の所得水準に応じて保険料を軽減、またはその徴収を猶予することができるというふうになっております。

以上でございます。

議長（近岡義治君） はい、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 1点だけ再質問させてください。

国の言うことを聞かなかったということが、すごく大事な財産を残したということで、

私は教訓的やなと思ってます。年金問題でね、年金の台帳を捨てろと言われてるのに、これはおかしいということで、当時の年金担当者たちが残しとかなだめやということで残したということは、私すごく評価したいと思ってるんです。特に、実は、この質問をする前に、何年も前の歴代の国民健康保険を社会保険庁に移す、事務を移す前の担当者に話を聞いてきたんです。どういうことを台帳に書いたのかというと、先ほど太田課長、言われませんでしたけれども、備考欄に何年から何年までどこの会社に勤めていた。何年から何年までここにいたと具体的に書いた覚えがあると言うんですよ。もし、そういうことが書かれていたら、町長、先ほど答弁されましたけれども、全部それは本人に提供すると言われてましたけれども、その備考欄に書かれていることも全部提供していただけるのかどうか、それをお聞きしたいんです。

議長（近岡義治君） はい、住民課長 太田永作君。

〔住民課長 太田永作君 登壇〕

住民課長（太田永作君） 今ほどの小島議員さんの再質問の内容でございますが、備考欄に厚生年金の記録を書いているということですか。はい、確かに書いてあります。100%書いてあるかどうかは、まだ確認はしておりませんが、先日、少し確認をさせていただいたら、そういう表記もございました。したがって対象者から求められれば、当然それもお見せしたいと、そう考えております。

以上です。

議長（近岡義治君） 小島議員さん、いいですか。

以上で、通告のありました一般質問がすべて終了いたしました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

委員会付託

議長（近岡義治君） お諮りいたします。議案第42号から報告第16号までの議案7件、報告13件は議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第42号から報告第16号は議案審査付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。委員会審査のため、6月12日から6月17日までの6日間、休会とし

たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、明6月12日から6月17日までの6日間、休会とすることに決定いたしました。

散 会

議長（近岡義治君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は6月18日午後2時から会議を開きますので、御参集いただきますようお願い申し上げます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後2時18分散会

平成19年6月18日（月曜日）

出席議員

1 番	萩 山 恭 子	8 番	守 田 幸 則
2 番	柴 田 捷	9 番	北 本 俊 一
3 番	津 田 勤	10 番	中 川 信 夫
4 番	中 谷 浩 之	11 番	金 田 之 治
5 番	川 崎 與 一	12 番	小 島 昌 治
6 番	岡 野 茂	13 番	北 信 幸
7 番	林 一 郎	14 番	近 岡 義 治

欠席議員

な し

説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	中 野 茂 一
副 町 長	中 江 映
収 入 役	齊 藤 喜久治
教 育 長	田 畑 武 正
総 務 課 長	北 山 茂 夫
情報推進室長	田 村 淳 一
企画財政課長	中 村 清 康
住 民 課 長	太 田 永 作
税 務 課 長	高 下 良 博
環境安全課長	高 松 守 成
健康福祉課長	柏 崎 三代治
農林水産課長	鍛 治 一 良
建 設 課 長	土 上 猛
上下水道課長	上 井 信 昭
学校教育課長	松 田 正 晴
生涯学習課長	源 大 恵

会 計 課 長 藤 本 和 善
病 院 事 務 局 長 米 谷 勇 喜

議事日程

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 委員長報告に対する質疑
- 日程第 3 討 論
- 日程第 4 採 決

(追加日程)

- 日程第 1 子浦川水防事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 2 議員派遣について
- 日程第 3 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

開 議

議長（近岡義治君） ただいま出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、6月11日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

委員長報告

議長（近岡義治君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

さきに各常任委員会に付託いたしました議案について、審査の経過及び結果について各常任委員長より報告を求めます。

初めに、産業建設常任委員長 川崎與一君。

〔産業建設常任委員長 川崎與一君 登壇〕

産業建設常任委員長（川崎與一君） 今定例会におきまして当委員会に付託されました案件について、去る6月12日、産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では一般家屋の耐震調査や公営住宅、そして補助事業の申請や合併浄化槽事業などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局からは細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案3件は原案のとおり可決すべきものと決定し、報告1件は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程における附帯意見として、梅雨の時期を間近にし、豪雨による被害に備えて、住民への周知も含めた万全の体制で臨みたいとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において決議を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

議長（近岡義治君） 次に、教育厚生常任委員長 林 一郎君。

〔教育厚生常任委員長 林 一郎君 登壇〕

教育厚生常任委員長（林 一郎君） 今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る6月12日、教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

当委員会では地域コミュニティーに直結する補助制度について、そして、次世代育成支援対策における委員選定や学校施設の補修等に関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案3件は原案のとおり可決すべきものと決定し、報告6件は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

また、法令に基づく報告2件の説明も受けました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。教育厚生常任委員長報告といたします。

議長（近岡義治君） 次に、総務常任委員長 岡野 茂君。

〔総務常任委員長 岡野 茂君 登壇〕

総務常任委員長（岡野 茂君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る6月14日、総務常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では携帯電話不感知地帯の解消、街灯設置、税相談の体制など住民生活に直結する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案3件は原案のとおり可決すべきものと決定し、報告3件は原案のとおり承認すべきものと決定いたしま

した。

また、法令に基づく報告3件の説明も受けました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます、総務常任委員長の報告といたします。

議長（近岡義治君） 以上で委員長報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑

議長（近岡義治君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

討 論

議長（近岡義治君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論ありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 日本共産党宝達志水町議員団を代表して、本定例会に上程されました議案中、議案第46号、専決第8号、9号について反対し、討論を行います。

まず、報告第10号 専決第9号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、中身は、国保税の課税限度額を53万円から56万円へと引き上げるものがあります。調べましたら、厚生労働省は引き上げの理由を述べていますが、限度額超過世帯が加入全世帯の5%を超えないように見直しを行うというのであります。

厚生労働省が試算したところによりますと、現行のままですと限度額超過世帯が5.4%になり、5%を下回るには3万円の引き上げが必要という理屈であります。

では、宝達志水町での国保税の限度額の引き上げは、厚生労働省の言っている引き上げ

の理屈にかなっているでしょうか。

平成18年度末で宝達志水町の国保世帯は2,702件です。そのうち、53万円の限度額を支払っている世帯が67件です。これは、約2.5%の世帯が限度額を支払っていることとなります。厚生労働省が限度額引き上げの理由としたことに、我が町は該当いたしておりません。

また、国保会計の現状や国保基金の額からも、引き上げの理由が見当たりません。

一方で、公的年金の縮小、老年者控除の廃止により、収入が変わらないのに所得額が上昇した影響が国保世帯の方々にあります。なお、07年度は公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止に伴う激変緩和措置の2年目となり、公的年金等特別控除額が13万円から7万円に、老年者特別控除は32万円から16万円へと縮小されます。

このため、06年に続き、前年と収入が同じでも所得割額がふえて、国保税が引き上げられることとなります。国保税は、宝達志水町民の負担能力を超えるような数字になっており、支払い能力に見合ったものに改めなければなりません。もっと真剣な検討が求められています。

そんなときに、国が限度額を引き上げてもいいという法律を改正したからといって、その理由を把握せず、我が町も式の単純なやり方は町民感情にも町民生活にも適合しなくなっているということを、厳しく指摘するものであります。

専決第8号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例についてであります。この条例は、評価できる部分とそうでない部分が、同時に1つの議案として提案されています。

例えば、評価できる部分では、住宅バリアフリー改修の固定資産税特例措置の創設であります。ことし4月1日から3年間、一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、翌年度の固定資産税を3分の1減額するという特例措置が創設されたことでもあります。国全体で見ますと、23億円の予算だそうであります。

一方、宝達志水町民の大多数が損をする部分、今回の地方税法の改正の中心を占める予算額2,000億円を超える大金持ち税制の延長があります。上場株式等の配当、譲渡益は本則税率20%のところを03年から10%とされています。今回、期限が到来し、本来廃止となるところを1年延長するというものであります。証券優遇税制は、実際には一握りの富裕層の減税の恩恵が集中する金持ち減税となっており、直ちに撤廃すべきであります。

よって、今回の宝達志水町税条例の一部を改正する条例について、反対するものであります。

議案第46号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。町長の期末手当の減額率を50%から100%にしようというものであります。

3月議会で指摘しましたが、1つの条例の中に支給額とその支給額を減額することが同時に入った状態の継続は、法律論として正しくないことを指摘しました。この異常な状態を解決することを求め、反対討論を終わるものであります。

議長（近岡義治君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

採 決

議長（近岡義治君） これより採決に入ります。

議案第42号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）から議案第44号 平成19年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）までの議案3件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第42号から議案第44号までの議案3件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第44号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第45号 宝達志水町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第45号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第46号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第46号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第47号 宝達志水町次世代育成支援対策地域協議会設置条例についてを採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第47号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議案第48号 町道路線の廃止についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第48号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、報告第4号 専決処分の報告について、専決第3号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）から報告第8号 専決処分の報告について、専決第7号 平成18年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第3号）までの報告5件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案承認です。報告第4号から報告第8号までの報告5件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、報告第4号から報告第8号まで

の報告5件は委員長報告のとおり決定いたしました。

議長（近岡義治君） 次に、報告第9号 専決処分の報告について、専決第8号 宝達志水町税条例の一部を改正する条例について及び報告第10号 専決処分の報告について、専決第9号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての報告2件を一括して採決します。

この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案承認です。報告第9号及び報告第10号の両案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、報告第9号及び報告第10号は委員長の報告のとおり決定されました。

議長（近岡義治君） 次に、報告第11号 専決処分の報告について、専決第10号 平成19年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案承認です。報告第11号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、報告第11号は委員長報告のとおり決定されました。

議長（近岡義治君） 次に、報告第12号 平成18年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第14号 平成18年度宝達志水町介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの報告3件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

議長（近岡義治君） 次に、報告第15号 宝達志水町土地開発公社の経営状況について、及び報告第16号 財団法人宝達志水町施設管理公社の経営状況についての報告2件は、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

日程の追加

議長（近岡義治君） お諮りします。ただいま子浦川水防事務組合議会議員の選挙について及び議員派遣の件について2件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議ないものと認めます。したがって、この際、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

子浦川水防事務組合議会議員の選挙

議長（近岡義治君） 日程第1 子浦川水防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とし、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定いたしました。

子浦川水防事務組合議会の議員に中谷浩之君、柴田 捷君、オ一菊男君、開道行義君を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました中谷浩之君、柴田 捷君、オ一菊男君、開道行義君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が子浦川水防事務組合議会議員に当選されました。

議員派遣について

議長（近岡義治君） 次に、青少年国際交流推進事業による議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。青少年国際交流推進事業による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については可決されました。

議長（近岡義治君） 次に、議会行政視察による議員派遣についてを議題とします。

お諮りいたします。議会行政視察による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり実施いたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（近岡義治君） 起立多数です。よって、議員派遣の件については可決されました。

各委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（近岡義治君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、議会会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（近岡義治君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議・閉会

議長（近岡義治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成19年第2回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さんでございました。

午後2時37分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 近 岡 義 治

署名議員 萩 山 恭 子

署名議員 柴 田 捷